

廣 島 市 報

號 十 八 第

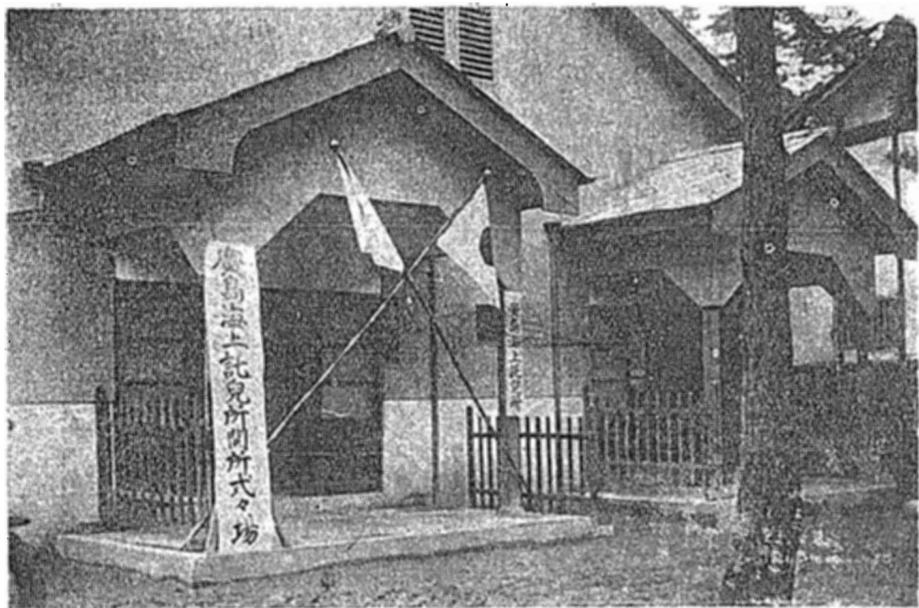
創 印 日 八 月 二 年 一 十 和 昭
行 發 日 十 月 二 年 一 十 和 昭
發 行 部 一 部 一 部 一 部
發 行 部 一 部 一 部 一 部

所 發 市 島 廣 所 行 發
人 行 發 所 創 印
所 發 活 弟 兄 田 增 社 會 所 創 印
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣

明 治 二 十 二 年 二 月 二 日 是 廣 島 市
制 施 行 地 に 指 定 さ れ た 日 で あり 同
年 四 月 一 日 以 前 市 制 が 施 行 せ ら れ
た

【目次】

- ◆ 告 示 四四八
- ◆ 彙 報 四四九
- ◆ 廣島社會事業クラブ誕生 四五〇
- ◆ 一月廿五日選舉肅正強調 四五二
- ◆ 統計の活用に就いて 四五三
- ◆ 尿尿汲取始業式 四五三
- ◆ 少年職業指導講演並に映畫會 四五三
- ◆ 漁業組合規約例解説(四) 四五五
- ◆ ベル事情に就いて 四五七
- ◆ 感冒と其の豫防 四五七
- ◆ 社會事業調査委員會開催 四五八
- ◆ 各種統計 四五九



新 設 宇 品 海 上 託 児 所

宇品海上託児所開所式

二月六日盛大に舉行

本市社會課では水上生活者の子達を預り水上生活者をして心置きなく充分活動せしむるにも、還境上、兎角充分の保育の手の届かぬ子達の爲めに今回海上託児所を開設することに決定、その開所式を二月六日午前十一時半から舉行上川社會課長の開會の辭、國歌齊唱、坂本發起人總代の開會に至る迄の経過報告、市長告示(岡太助役代讀)あつて來賓の祝辭に移り光田縣學務部長(畑縣社會事業主事補代讀)三木宇品警察署長、小川神戸税關出張所長、有田宇品小學校長、安井市會議員等祝辭を述べ上川社會課長の開會の辭に式を終了引續き祝賀宴に入り元宇品町田村才四郎氏の發起人側を代表として挨拶、岡太助役の挨拶などあつて一同萬歳を三唱して散會午後三時半からは元宇品分教場に於いて童話大會を開催、童話の大家、縣社會事業主事補畑先生の「友垣」と題する童話あり宇品分教場の八十名の児童は身振面白い巧な話振にすつかりみせられ總べてを忘れて聴き入つた因みに海上託児所は全國に於いても極めて稀れで殊に本市の如く市營託児所は全く少く全國に於いても甚だ珍しい存在である

【告示】

廣島市告示第八號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ
但シ本豫算ハ即日執行ス
昭和十一年一月廿八日
廣島市長 横山金太郎

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes items like '歳入', '歳出', '雑種税附加税', '商業學校費', '圖書費', '給料及雜給', '需用費', '社會事業費', '社會教化費', '公金取扱費', '公金取扱費', '商業專修青年學校費', '臨時費', '衆議院議員選舉執行費', '演說會場費'.

第十三款 公債費
第二項 利子
臨時部計金四百八萬四千七百五拾圓
歳出合計金六百五拾四萬九千八百八拾圓
歳入出差引殘金ナシ

廣島市告示第九號
廣島市元宇品町九拾五番地ニ廣島海上託兒所ヲ設置シ二月六日ヨリ開所ス
昭和十一年二月三日
廣島市長 横山金太郎

【彙報】

達甲第二號
昭和十年四月達甲第八號廣島市雇員傭人ノ範圍ニ關スル件左ノ通り改正ス
昭和十一年二月一日
廣島市長 横山金太郎

達甲第三號
昭和九年二月達甲第一號廣島市被服貸與規程中左ノ通り改正ス
昭和十一年二月一日
廣島市長 横山金太郎

達乙第二號
文書課
會計課
總務部庶務課
財務部理財課
所屬職工及尿尿汲取夫、地質小倉木綿作業服(但シ尿尿汲取夫ノ作業服ハ作業帽前掛ヲ含ム)ニ改ム
附則
本規程ハ昭和十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第一投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島縣廣島市衆議院議員
第一投票區投票管理告示
廣島市主事 谷山源陸
一、投票所 廣島市荒神町尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄
昭和十一年一月二十七日

第五投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第五投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島縣廣島市衆議院議員
第五投票區投票管理告示
廣島市主事 土井小市
一、投票所 廣島市宇品尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄
昭和十一年一月二十七日

市内十七氏社々社では午前十時から選挙正委員、町總代、一般市民参列、選挙正祈願祭を執行したが白雪降りしきる中に選挙正委員の選挙正宣誓文の朗讀、先般行はれた各町選挙懇談會に於ける選挙正賛成調印名簿の神前捧呈などあつてから一同選挙の萬全を祈願して散會

本廳では午前十一時職員一同正廳に参集、市長より選挙正に關して訓示があつたが、縣廳では總務部長室に各課長参集、總務部長より選挙に就いて訓示があり各課長より更に課員にその主旨を傳達した

各小學校では朝禮の時に各児童に對して校長より選挙正に就いての訓話があり児童を通じて各家庭へ選挙の徹底を圖つたが當日小學校高学年生の通學區内に於ける選挙旗行列は寒冷と降雪の爲め中止となつた、なほ後日適宜の時に選挙正児童作品展覽會を開催し選挙を更に徹底せしめることになつて居る

全國一齊に

一月二十五日選挙正強調!

衆議院解散せられて既に五日——選挙熱も漸くその高潮に達せんとする一月二十五日——選挙正強調の絶好の頃とねらつて選挙正強調日と決定、全國一齊に選挙を強調した

- ◇ 舉國一致で正しい選挙
- ◇ 棄てな汚すな此の一票
- ◇ 愛せよ日本、正せよ選挙
- ◇ 守れ國法、選べ人物

降り積る白雪の中に
祈願祭を執行、嚴肅を極む……
縣、市、小學校では訓示

街頭風景

ビラ・レコード・ポスター……
横断幕等々……
「眼からも、耳からも選挙徹底」

今日は選挙強調日として各商店では選挙裝飾に一段と力を入れ、その多彩あやなす店飾に、ゆく人の眼をうばつて居たが市内三署では本通目抜の場所にとアザヤカな「選挙横断幕」を掲げ市内數十ヶ所に立看板を立て更に係員を各商店に派して包紙、請求書、領收書さては飲食店などのハシに至るまで「擦せるものなら何でも」と選挙スタンプを捺印、選挙の徹底に大奮の活動であつた

さて午後からは縣、市でも夫々懸垂布に「選挙正」「棄権防止」など大書した選挙自動車に係員便乗、積雪を蹴立て、疾驅し數萬のビラを撒布、選挙ビラで街頭を埋めたが午後一時から三十分間市内各寄附機店では鈴木縣知事の選挙正演説のレコードを一齊に放送、遂に選挙の聲に全市を埋めた

昭和十一年一月二十七日
● 第九投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第九投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第九投票區投票管理告示
廣島市長 横山金太郎
一、投票所 廣島市大手町尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十投票區投票管理告示
廣島市長 三谷 敬三
一、投票所 廣島市本川尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十一投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十一投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十一投票區投票管理告示
廣島市長 佐々木忠夫
一、投票所 廣島市神崎尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十二投票區投票管理告示第二號
昭和十一年一月二十七日

昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十二投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十二投票區投票管理告示
廣島市長 中川 滋治
一、投票所 廣島市觀音尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十三投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十三投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十三投票區投票管理告示
廣島市長 岡 太 學
一、投票所 廣島市廣瀬尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十四投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十四投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十四投票區投票管理告示
廣島市長 上 川 貢
一、投票所 廣島市三條尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十五投票區投票管理告示第二號
昭和十一年一月二十七日

廣島縣廣島市衆議院議員
第十五投票區投票管理告示
廣島市長 立 野 一

一、投票所 廣島市已斐尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 第十六投票區投票管理告示第二號
昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付廣島市第十六投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク

廣島縣廣島市衆議院議員
第十六投票區投票管理告示
廣島市長 瀧 澤 捨 雄
一、投票所 廣島市草津尋常高等小學校
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

● 衛生組長二就任ヲ認可
(自昭和十一年一月十七日)
(至昭和十一年一月二十九日)
廣瀬町東通 衛生組長 寺 尾 秀 雄
堀川町 同 三 好 強 太
千田町三丁目 同 渡 邊 五 作
水主町中組 同 山 名 克 治

● 衛生副組長二就任ヲ承認
(自昭和十一年一月十七日)
(至昭和十一年一月二十九日)
廣瀬町東通 衛生副組長 小 宇 羅 與 一
西大工町 同 吉 村 直 吉
堀川町 同 山 本 耕 一
千田町三丁目 同 新 見 谷 三
水主町中組 同 佐 々 木 三 郎

廣島社會事業クラブ誕生

一月二十七日華々しく結成式を舉行

本市社會事業關係者が相互に知合つて居ると仕事をなす上にお互に非常な便利があるのが本市の社會事業家を網羅したクラブの組織について大部前から話がでておつたのであるが昨年未漸く話が纏つたので去る一月二十一日中央職業紹介所で華々しく結成式を舉行した

當日は
中邑市教育部長、溝邊縣社會課長、上川市社會課長、伊藤宇品學園長、柏赤十字社廣島支部長、北村修道院長、古森廣島學園長、土居愛國婦人會副會長、早速社會事業婦人會副會長等本市の社會事業關係者約百名出席、

定刻一時安部中央職業紹介所長、溝邊縣社會課長、上川市社會課長、伊藤宇品學園長の挨拶あつて一同非常にくだけた氣持のうちに座談を進め談笑裡に午後四時散會した

尚ほクラブの會費は毎月十錢で、事務所は千田町一丁目新開館であるが會務は當分幹事若干名が當ることになつて居る

統計の活用に就いて

統 計 課

社會各層の圓滑なる發達を期待せむとせば須らく統計の齎すべき効用に俟たねばならぬ、凡そ公私を問はず事業經營に當つては何等かの依存すべき論理的根據を必要とすること勿論である

而して現下の高度資本主義經濟下に於いて複雑多岐を極むる各般事業の経緯は之を最も端的正確且つ迅速に表示せざれば其の論理的根據に於ける要素を缺くと謂はなければならぬ

統計は斯かる要求を満たすべく作製せらるるものにして、社會各層、就中經濟分野に對する廣汎且つ徹底せる理解を絶體必要とすると共に、更に統計作製上要求さるべき専門的知識に俟つべきものが頗る多い

社會現象の數字的表示を研究するに當り個別現象に現はれる要素は大量現象に於いては全く消去せられ茲に一つの新しい現象を生ずるものであつて之れ統計學が社會大量の數字的表示を以つて本領とする所以である、而して之が量的研究の結果質的結論に到達すれば茲に創めて其の効用を生ずる譯であつて、私生兒の數、犯罪人の數、就學兒童の數、投票劃合の數なる量的研究を根據として社會の風儀、國運の隆盛、政治思想の發達なる質的結論に到達する如きは其の例である

本市に於いては年々市勢の膨脹を來たし益々統計價值高揚の時機に直面せる結果茲に從來産業統計の一分野に隔踏せる統計事務を擧げて獨立の課となし、汎く社會統計に迄其の活動分野を擴充することとなり茲に新しき使命を附與する、こととなつた

由來統計作製はその要求する所に從ひ直接資料を蒐集するを以つて第一義とするも、此の場合其の研究對象の性質に據り、或は又研究費用の多少に據り之れが直接資料蒐集をなし得ない場合がある、斯かる場合には止むなく公私各種機關に依り爲されたる多數統計報告を參照しなければならぬが其の何れに従ふも、其の統計は如何なる方法に依り蒐集され又如何なる方法で整理され解析され圖表化されるかに就いて研究すると共に其の統計作製主體が非營利的機關であるか或は又營利的機關であるかに就いても慎重なる考慮を拂ふ必要がある、一般的傾向として大なる統計機關に依り蒐集されたる場合は資料豊富であるが其の反面、動もすれば機械的に洗れ易く、之に反し小なる統計機關の蒐集に係る資料は量的には豊富でなくとも、其の調査せむとする事象の核心を箇くも、其の調査せむとする事象の比較的公平なるも、利益團體の場合には夫れが他の利益團體と直接關係ある場合に於いて正鵠を期し難い場合がある等執務上の煩勞頗る多きに係らず而も外觀的には直接第一線に立ち活躍するの華々しき他の事業に比し、資料提供に止まる本事業の如きは縁下の舞たるの憾みなしとなし

斯くて各々所要目的の下に調査作製せられたる上は之れが利用者に於いて十分に理解し活用されてこそ統計本來の使命に合致するものと云ふべきである

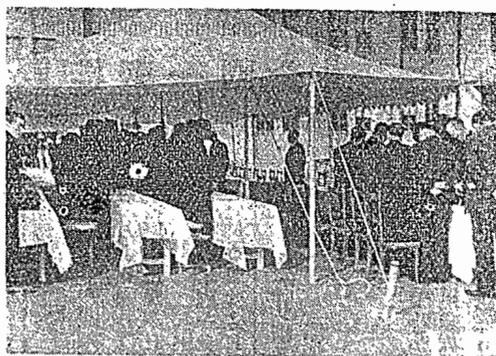
庶幾くは既述せる本統計革新の趣旨を諒とせられ凡有事業經營に對しても之れを十二分に活用せらるゝと共に又之れが事業遂行に對し適切な援助を與へられむことを此の機會に於いて切望する次第である

「屎尿汲取始業式」

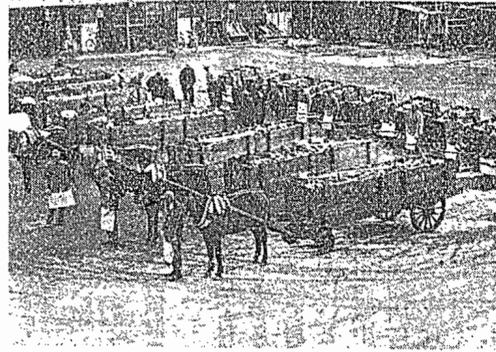
一月三十一日本廳裏庭で舉行
寒風の中颯爽として
分列査閲

本市直營の屎尿汲取りは一月三十日から申込みを受け二月一日から汲取を開始したのであるが一月三十一日午前十時から岡太助役、各課員、汲取夫など数十名列席のもとに本廳裏庭に於いて汲取始業式を盛大に舉行した。

定刻岡太助役、市長代理として訓示をなし之に對し稲垣監督答辭を述べ閉式し寒風の中に岡太助役の屎尿車に分列査閲あつてから祝宴に移り同十時半散會午後一時からは試験作業として市長、兩助役、市會議長宅、中央職業紹介所、宇品出張所、千田町市營住宅、幟町、大河、皆實、千田、竹屋の各小學校の汲取



式業始取汲尿屎



列整の夫取汲てに式業始取汲尿屎

をなしたがいづれも成績よく非常な好評を得た

汲取夫の制服は軍隊式を採用し市のマーク入りのカーキ色の作業帽に、同色の作業服、白いエプロンといふ容姿、各自の所持の馬車或は中車を挽いた恰好は日にやけた頑丈な體軀と相俟つて仲々颯爽たるものである、この凛々しい軍隊式の汲取夫が各戸をおとづれるのであるが非常な好評を得ることゝ期待されて居る。なほ一月三十日、三十一日兩日の申込みは五百五十二荷であるがその後續々申込み殺到して来るので保健課ではその受付に大忙になつてゐる。

この三月に集立つ
幼い求職群の爲めに

少年職業指導講演並に
映畫會開催

最初の選職業が一番大切

主催 中央職業紹介所
廣島市職業紹介事業後援會

卒業期が近づいて来たが本市の高等並に尋常小學校からは毎年三月には八千名近くの卒業生が送り出される、上級學校に進むものもかく卒業と同時に世の荒波の中に放り出され家庭の爲め、自己の將來の爲めに働かねばならぬものが尋卒に於いて卒業生の約一割、高卒では約六割を占め而もその數が年々増加するばかりである。

さて之等少年少女が將來素直に且つ健やかに成長するには本人の覺悟のみでなく、兩親雇主は勿論社會一般の深い理解と同情に俟たなければならぬのであるが彼等の最初の選職こそはその出發點であり彼等の將來に非常な影響があるから周圍の人達の注意を特に促したい、本市職業紹介所並に廣島市職業紹介事業後援會では彼等をして選職を誤らしめぬため毎年卒業期前に少年職業指導講演會並に映畫會をもよほし選職に就いての彼等の見解を深からしめて居るが本年も一月二十八日から三十一日の四日間、午後一時から四時迄千田、第一高、本川、

- 阿部 秀高 廣島市中央職業紹介所長
- 高 義一 同職業紹介事業後援會長
- 鷹林 大尉 歩兵第十一聯隊
- 津田喜次郎 津田式ボン製作所主
- 津田喜次郎 一、映寫せしフィルム
- 職業選擇法 三卷
- 時代の女性 二卷
- 輝きの路 三卷

漁業組合理約例解説 (四)

第十七條 過意金人拂戻ヲ爲サザル持分額ハ之ヲ準備ニ組入ル、モノトス
拂戻を爲さざる持分額とは脱退した組合員に對し拂戻すべき持分額を脱退者が任意に拂戻を受けないか、又は漁業組合令第四十八條の四第二項の規定に依つて持分拂戻の請求權が消滅した爲に拂戻さなくともよいことになつた場合に拂戻を爲さざる持分が出来るのである。

却資金は物の保存年限例へば千圓の漁船が十年間使用に堪へるとしたならば百年に百圓宛却資金を積立て、置けば十年経過の後又元の通り漁船が新造出来ることゝなつて財産が少しも減少しないから組合の信用は愈々厚くなる譯である。
職員退職給與資金は、漁業協同組合は從來の組合と異なり仕事が多量に多くなり心身共に大に活動しなくてはならない従つて他日退職した場合に相當の待遇をして後顧の憂のないやうにしなければ、職員の努力を期待することが出来ない、之れ退職給與資金を積立てしむる所以である。

特別積立金ハ損失填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得
特別積立金ハ損失填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得
第十六條乃至第二十條の積立金以外に特に積立を爲す場合に之を特別積立金と言ふので特別積立金は損失填補の目的で積立てるのであることは準備金と同じであるが、準備金よりも前に損失填補に充て、尙ほ不足の場合に準備金で填補するのが普通である、又特別積立金は總會の決議で臨時の支出に充つることが出来る、漁業權の賃料は最後に剩餘金として之を組合員の配當に充つるときは組合の基礎を危くするものであるから、斯の如き不勞所得は之を特別積立金にして損失の填補に充てざるのが相當であるから必ず之れを特別積立金に組入れねばならない。

準備金等の積立金は必しも現金で保存しなければならぬ譯でないから組合で必要あるときは總會の決議で之を事業資金に融通することを認めたのである、斯くしなければ組合に現金があるにも拘らず、事業資金の爲めに借入金をしなければならぬやうな不道理なこととなるからである、事業資金に融通したからと言つて、以上の積立金の額を減少するのでなく後に必ず戻入れて減少を防ぐのである。
第三章 組合員ノ加入、増口
第二十三條 本組合ニ加入セントスル者又ハ出資口數ヲ増加セントスル者ハ申込書ニ氏名及ビ住所並ニ引受ケントスル出資口數ヲ記載シ本組合ニ之ヲ差出スベシ
本組合前項ノ申込ヲ承認シタルトキハ其ノ旨ヲ申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ミヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルモノトス
本條は、組合員が、組合に加入する手續を定めたもので組合員が申込書を組合に差出すこと、組合が申込みを承諾した場合、其の旨を申込人に通知すると共に出資第一回の拂込みを催告し、其の拂込みが済んだ後で組合員名簿に加入年月日、組合員の氏名、住所、出資口數、拂込金額、拂込年月日、保證責任の組合ならば保證金額を記載するのである。

本年最初の參事會二十九日開催

一月二十九日午前十一時から本年最初の參事會が開催されたが左記諸件をいづれも原案通り決定した。
▲同(三)審議(ラヂオ聴取器寄附)▲同(天橋校)青銅門標寄附▲同(江波校)教育助語掛圖額縁寄附▲事業寄附



ペルー事情に就いて

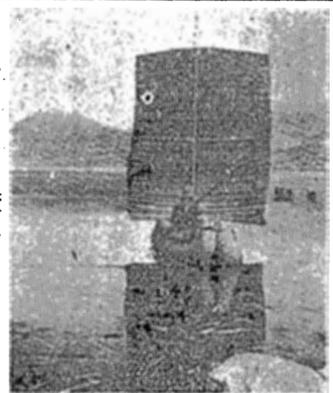
滿洲事變後對日感情極めて好轉 今が進出の絶好の機會

商工課

本稿は去る一月二十日日本市の主催に依り廣島縣産業獎勵館及本川小學校講堂に於いて開催したペルー事情座談會及講演會に於けるペルー時報社長池山壽夫氏の講演の要領筆記である、用語に於いて又は内容に於いて或は講師の意思に添はない點がありはしないかを虞れるものである。(文責者)

私が本日御話申上げようと思ふペルーは日本の向ふ岸である、太平洋一つ隔てた向ふ側である、其のペルーの事に就いて少しばかりお話し上げたいと思ふ、ペルーの在住邦人は全部で二萬五千人程であるが、其の中には廣島縣人が相當居る、而も廣島縣人の中にはあちらの有力者が大變多いし、廣島には相當知人もある、何時か機會があつたら、一度廣島へも行つて見たいと思つて居たが、圖らずも今回其の機會を與へて頂いて皆さんと親しくお話し出来る事を大變嬉しく思つて居る次第である、然しながらお話しすると云つても自分には細かい具體的な事をお話しするの力もなし又準備もないので、極く大ざっぱに在住八年間の私の経験や見聞した事どもを取止めもなくお話しして見たらと思ふ。

ペルーと云ふ國は南緯三度から十七度半位の所に位する國であつて熱帯地方に屬して居るのであるが、熱帯としては氣温は極めて温和である、年中内地の六月頃の氣候で夏と冬とが僅かに暑くなつたり寒くなつたりする位のものである、一



珍らしい蔗舟

年中合服一つあれば用が足りるのである、それは南米の東海岸を寒流が流つて居るのとアンデス山脈のお蔭であるが眞夏でも日本内地の様に着物を脱がなければなり切れないと云ふ様な事は全然ない、又ペルーと云ふ國では霧は折々かゝるが雨の降る事のない國である、従つて雨傘なんて云ふものは殆ど大部分の人が持つて居ない、偶々霧等がかつて來ても、傘はさきくないもの、驅け出さないものと云ふ事になつて居る、雨が降らないと水に困るだらうと云ふ疑問が起るかも知れない。

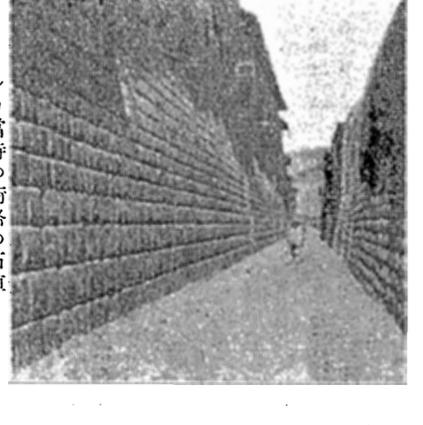
知れないが、冬になるとアンデス山脈には雪が降り、その雪解けの爲めに河には年中水が滔々と流れて居て水に不自由する様な事は全然無いのである。次にペルーの國柄はどうかと云ふと人口は約七〇〇萬人であるが、一七〇〇萬人と云へば極めて僅かな人口で日本で云ふと東京市の人口と京都市の人口を合せた位のものである。面積は日本内地の約二倍位であるから人口の稠密度は極めて低い、尤も之等の人口は全國に散在して居るのではなくて海岸地帯と高原地帯の一部にのみ住んで居るのである、ペルー人とはどんな人種か、今から約二千年前南米西海岸にインカ帝國と云ふ帝國があつたが其の首都があつた所が即ちペルーである、従つてペルーはインカ帝國文化の中心地であつて今でも當時の高貴な文化を誇る廢墟等がある、ペルー人と云ふのは即ち其のインカ帝國を建設した人々の末裔である、皮膚の色も吾々と同じ色であり、頭髪も黒い、目の色も茶色である、背丈も吾々と殆ど違はない、その爲にペルーでは北米とか歐洲へ行つた時の様に他國へ行つたと云ふ様な感じはしないのである、白い奴ばかり居る所へ黄色いのが這入つて行くと何となく自分自身の異つた或もを感じるのである、南米では全然それを感じない、今から數百年前北米も南米も歐洲人に依つて征服されたのであるが北米では勤勉なアングロサクソン系の民族が侵入して來て先住民族たるアメリカンインディアンに對して「もうお前達は此の土地には用はない、田も畑も、こつちへ寄せせ俺達かやる」と云つた調子で先住者を皆追拂つて了つた、其の爲に現在、北米はすっかり白い國になつて了つたのであるが其處へ行く

と南米へ侵入したラテン系の民族は元來が怠惰な遊び好きな民族であるから先住の有色民族に對して「お前達は今迄通り其の儘働け、その代り働いて得たものは皆こつちへ寄せ」と云つた様なやり方で先住者を追拂ふ事をしなかつた、其處が北米と南米の現状の違ふ所である、北米が現在すつかり白い國になつて居るにも拘らず南米が依然として有色民族の國として存在して居る所以である、南米西海岸には現在數箇の共和國があるが之等は皆民族的自覺から最近ラテン民族の手を離れて獨立したものであつて源を質せば何れもインカ帝國の流れであり、一つのものであつたのである、現今では有色の南米人が政治的にも、經濟的にも、社會的にも白人を凌いでどしどし進出して居る様な状況である、現在ペルー七〇〇萬人の人口中白人種は僅かに三、四十萬足らずで、數に於いても有色民族が斷然優勢である、吾々がペルーに行つても決して異つた所へ來たと云ふ感じがしないのも其の爲である、其の他ペルー人と吾々日本人とは大變似通つた所が少くない、例へば文章の構成等にしても「吾々はシタ何々」とは云はないで日本語と同様「吾々は何々をシタ」と云ふ、又單語等も、「チ」とか「カ」とか同じ様なものが少くない、就中面白いのは傳説等である、昔或る者が「チ、カ、カ」と云ふ湖に釣をグイと差し込んでそれを抜いて振つた所が釣の水溜が方々へ散つて各山々になつたと云ふ様な吾國の古事記に見ると同じ様な傳説があるのである、以上様な點からでもあらうか、ペルー人は吾々日本人に對して決して悪感を持つて居ないのである、否、悪感所ではない現在では信賴の念さへ抱いて來た、其の感じが最も強く現れ始めたのは滿洲事變以

後であるが滿洲事變迄は彼等は日本人と支那人とは異ふと云ふ事は知つて居ても實際にはどちらでも大した事は無い位に考へて居た、其處へ滿洲事變が起つた、問題が國際聯盟に持ち出されたが堂々所信を述べてビクトモシない、彼等ペルー人が習慣的にまるで神か何かの様に考へて居た白人種の列國を向ふに廻はして平氣で聯盟を脱退して了つた、此の事實は彼等に有色民族にもあらうか、云ふ事が出来るのかと云ふおぼろげな自覺を興へると同時に日本人に對して深い信賴の念を起さしめたのである、曾つて單なる愛稱として「ハボン」(日本人)、「ハボン」と呼んで居たハボンの言葉の意味が現在では、尊敬と信賴の意味を含めた「ハボン」に變つて來たのである、ペルーへ進出するに今は絶好の機會である、彼等の吾々日本人に對する氣持が此の様に變つて來た今日、その機運に乗せずして何時又其の機會があらうかと私は云ひ度いのである、次にペルーの經濟状態に就いて一言したいのであるがペルーは國家としての格から云ふと先づ二等國の下か三等國の上と云ふ所であるが經濟的には非常に安定して居る、貨幣の單位はソール(日本金約八五錢)であるが爲替は極めて安定して居る、ペルーに於いては未だ曾つて爲替管理等と云ふものをやつた事がない、至つて富裕な國である、其の原因はペルーは頗る資源が豊富で、産業が多角的であることと云ふ事に存する、其の物産の重要なものを擧げて見ると砂糖がある、棉花がある、ペルーの棉花は繊維が長く、光澤に富み而も強靱である、印度棉等と異つて非常に良質のものであるから一般に毛織物、タイヤ一等に用ひられる、從來ペルー棉の輸出先は英國が一手で引受けて居たが最近日本へも相當輸出されて

來た、農産物には更にコーヒーがあるが之れ亦ブラジルコーヒー等に比して極めて質が良く、聞く所に依ると亞米利加の上流社會等ではブラジルコーヒーは決して用ひないでペルー又は中米産のコーヒーを常用して居ると云ふ事である、又鑛物としては金、銀、銅、錫等が出る、之等の産業は殆ど英、米が實權を握つて居るが現在採掘されて居る處以外にまだ鑛脈があるだらうと思はれる、銅等は皆銅板として輸出されて居るが、其の銅板の中には多量の金を含有して居ると云ふ事である、其の他石油が多量に出るが之も殆ど米國人が實權を握つて居る、石油の事で思ひ出したが、白人が如何に大きな氣持で外國で仕事をして居るか云ふ一例である、ペルーの石油會社等でも澤山の専門技師を雇入れて全土に互つて石油鑛脈の發見に努めて居る、新鑛脈が發見されると直ぐ權利丈はとつて置くが何時掘るものとも分らない、五十年先か百年先きに掘る様なものでも多額の費用を投じてせつせと準備して居るのである、吾々日本人もその點は十分に學ばなければならぬ、あちらを立つ時は資本は根こそぎ持つて歸る等云ふ様な根性は捨てなければいけない、此の事は後に又一言する機會があると思ふから話を本論に戻して、ペルーの物産として有名なものにグワノがある、鳥糞である、之が肥料として相當海外に輸出される、昨年大倉組が人造肥料原料として大分このグワノを買入れた事がある、其の他羊毛、毛皮等總て原料品ではあるが以上の如くペルーの産業は南米では珍らしい程多角的である、従つて一つの産業が打撃を受ける事があつても、それが直ぐ國家經濟の消長に關すると云ふ様な事がないのである

以上のような關係でペルー人は一般にノンビリして居る、ペルーには工業と云ふものは殆どないと云つていい位である、何から何まで外國から買ふ、そして買つたものは決して修繕して使ふと云ふ様なことをしない、使へる丈使つて捨て、了らふ、明日の事は餘り考へないと云つた様な國民である、由來「ラテン民族は滅亡して行く民族である」と云はれて居るがアングロサクソン系の民族等に比較しては非常に享樂的で仕事の嫌ひな民族である、それが先きにも述べた様に北米と異



インカ當時の街路の石垣

又進出して、と考へる次第である、此處で少しと考へる日本との關係に就いて述べて見たい、ペルーへ始めて日本から移民が這入つたのは今から三十年前であるが、ブラジル移民等の様に大量的に移民の獎勵をする事と云ふ事をやらなかつた爲に現在ブラジルには二萬五千人しか居ないのである、然しながらペルーに於ける二萬五千人はブラジルに於ける二萬五千人は海外發展の熱意に燃える、一人一人が集まつて出來た二萬五千人である、従つて機械があつて海外發展の熱意の量を測り得るとするならばブラジル在住邦人二十五萬人の中から得られる熱意の量は、ペルー在住邦人二萬五千人の中から優に得ると自負して居る次第である、故にペルーに於ける移民は國家的には成功とは云へなくとも個人的には大成功であつたと私は信じて居る、と云ふのはペルー在住邦人は何れも相當成功して居るし其の中には一介の被僱労働として他人の下で働いて居る邦人は一人も居ないからである、大なり小なり、總ての邦人が自分で獨立して仕事をして居るのである、此の點は確かにブラジルに於ける日本移民と異なる所であると思ふ、然らばペルー在住邦人は如何なる仕事に携つて居るか、二萬五千人の半分は商業、他の半分は農業に従事して居る、而も之等邦人の中にはあちらの有力者も決して少くない、成功者が非常に多いのである、尙ほ現在と雖も社會的に經濟的に益々進出して、ある事はお互に同慶に堪へない所である、例へば首都リマ市にはエシノメンデリヤと稱して街の角々には必ず雜貨店があるが、現在其のエシノメンデリヤの七割迄は邦人が經營して居る、數年前迄は伊太利人が大多數を占めて居

たが、現今では日本第一、支那第二と云ふ状態である、其の他棉花王と稱されて居るペルー第一の棉花栽培者も亦日本人である、商業に於いては前述のエンコメデリヤばかりではないあらゆる方面に於いて邦人の成功者は少なくない、凡そ一國の國民が海外に於いて發展せるや否やは、其の國民が其の外國の文化的、道德的向上に如何程貢献したかと云ふ事に存すると思ふ、例へばペナマ人は元來靴と云ふものを履かなかつた、履かないのではない、履けなかつたのである、然るに最近に至つて其のペナマ人に靴を履かせたのは誰であるか、日本人である、斯くの如く、日本産業の海外進出は同時に諸外國の文化、道德の向上に貢献しつゝ、突進するのである、其處にこそ日本産業及日本人の眞の使命がなくてはならない、それでこそ初めて海外發展と云ひ得るのである、及ばずながら吾々海外居住者は總て其の氣構へて仕事を居るのである、今や我が國も東洋の日本から世界の日本に迄成長した、今後益々其の精神を忘れてはならないと思ふ、今ペルーに例をとつて見ても日本産業の進出は日覺ましいものがある、昨年八月迄のペルー對日本の輸出額を見るに日本よりの輸出六百六十萬九千八百四十四ソレス、ペルーに達して居る、之を數年前の貿易額に比較して見ると約十倍以上の増加である、ペルーより日本へ來る物資は大部分棉花であるが、ペルー棉花を日本が買ひ初めたのは此處二、三年來の事である、其れ丈日本工業が進歩したと云ひ得ると思ふ、日本より輸出される物資は、綿布、綿製品、雜貨等であるが、將來それ等のもののみならず、産業日本のあらゆる工業生産品の輸出が可能であらうと考へ

る、何故ならば先きにも述べた如く、ペルー人は總てのものを外國から買ふ國民であり、何處かの國から買つて居るのであるが、それ等諸外國の製品に比し價格に於いては實に於いて日本製品は決して劣るものでないからである、從來我が國に於いては商品市場としては南米は輕視されて居た様に思はれるが、英、米、其の他の國が思ふ存分暴利を貪つて市場を壟斷して居る現状より見ても、將來決して輕視してはならないものがあると思ふのである、此處で一言希望として述べたいのは、或る程日本製品は價格も廉く、質もよいのであるが、どうも諸外國の製品に見る様な其の國獨特の匂ひが少い様に思はれる、云はゞ此の商品の品格と云つた様なものにも相當力を注いで頂き度い、現今では日本産業も既に模倣時代を過ぎたのであるから日本獨特の匂ひ、日本獨特の品格を持たせる事は左程困難な事ではなからうと考へるのである

最後に海外在住邦人に課せられた種々な問題に就いて聊か私見を述べて見た、其の第一は在外邦人の行詰りの問題である、ペルーに就いて考へて見ても、在留邦人は既に凡ゆる方面に手を出して居る、各方面とも殆ど行詰りの状態であるかの様に思はれて居るし、又さう云ふ聲を屢々聞くのである、然しながらそれは昔の様に寝て居ても、金の儲かると云ふ様な事が無くなつたと云ふ丈の事であつて、そんな所は現今では南米ばかりではない世界の何處にもあるわけがないのである、私は日本へ歸つて來て恐い様な氣持にさへなつたのであるが、切符を買ふ時でも、汽車や電車へ乗る時でもウツカリして居るとハネ出されて了ふ、ペルーの人口の十倍に近い人々が面積に於いて半分も狭い所で押合つて居る、そして働いても働いても暮しの樂にならない人が澤山あるのが日本の現状である、尤もそれが日本を外へ外へと發展せしめる原因ではあらうが、其の様な日本内地こそほんとうに行詰つて居るのであつて、そうした意味の行詰りはまだペルー等には見られないのである、相當に頭も働かし、軀も使つて働かざるを得ない、其の餘地が残されて居ると思ふのである、少くとも働いても働いても生活が樂にならない等と云ふ事は絶対にないと思はれる

次に在外邦人が困惑して居る共通の悩みは第二世の問題である、北米でも此の問題には相當悩まされたのであるが、從來一般の考へも日本政府の方針も第二世は何れも皆あちらの教育を受けさせて、あちらの國家に同化させる事が最善の方法であるとし、見よう云ふ方針でやつて來た、がやつて見ると成る程文化的にも言葉も風習も思想もすつかり同化する事は出来る、然し如何にしても同化出来るものは皮膚の色である、こちらで幾等同化しやうとしても、向ふが同一には扱つて呉れないのである、種々な國際問題が色々な形で現れて來るが問題の裏面に必ず流れて居るものは人種問題である、第二世の場合にも最後にはその問題で行詰つて了ふのである、外國に居る吾々は屢々種々な迫害と侮蔑とに際會する、其の際常に自分自身を激勵し、鞭撻して呉れるものは、俺は日本人だぞと云ふ事である、此の根本の精神を骨抜きにした第二世に何が出来ようか、第一二世にはやはり日本人としての教育が必要だと云ふ事に最近氣が附いて來た、斯かる見地からペルーでは現在幾多の犠牲を拂ひつゝ、三十有餘の日本人小學校を

大衆はどん／＼日本人商店へ這入つて行くのである、又或る新聞へ排日の記事を書いた記者に「貴様何故あんな事を書いたのだ」と云ふと其の記者は平然と「池山君あれは俺が書いたのではない、手が書いたのだ」と云つて居る、將來吾々の目標とする所は大衆である、大衆が動かない以上如何なる事も意に介する必要はないと考へる、然し吾々としても將來海外へ發展する場合、外國へ行つて纏つた金でも纏んで歸らう等と云ふ様なケチな氣持は捨てなければいけない、海外から歸國する時は其處へ投下した資本は根こそぎ持つて歸らうと云ふのが從來の日本人である、其處へ行くと歐米人は考へが大きい、世界中庭園を歩くが如くに考へて居る、歸國する時でも資本はそのまゝ

にして歸る、歸國してからも「私は南米で事業をやつて居る」と云ふ事を一つの誇として居る、現今の日本は既に江戸へ行くのに水盆をした時代の日本とは違ふのである、東洋の日本から世界の日本へ迄進出した日本である、内地で居る事業と外國で居る事業とに區別をつける時代ではないのである、今では既に海外雄飛等と云ふ言葉は捨てなければいけない、雄飛でも何でもない、世界の日本としては當然の事である、私は此の字を海外遊飛と云ふ字に變へたらどうかと思つて居る次第である

まだ、饒舌れば申上げたい事も澤山あるが時間が無いので此の位で失禮したいと思ふ(終)

持つて居る、此處でウンと日本教育を授け、更に上級の學校へ行く者のみ彼地の學校へ入れる事にして居る、日本人小學校を卒業して上級の學校へ進む場合には小學校卒業の檢定試験を受ける事になつて居るが從來の所では檢定試験に於いて極めて良好な成績を擧げて居る、小學校卒業後と雖へども適時同窓會を開催して互に日本精神を鼓吹し日本人たるの自覺を失はしめない様に努力して居るのである、外國に於いて日本教育を授ける事を以つて偏狭なりと爲す徒輩も少くない、然し私をして云はしめれば寧ろそれは反對であると思へる、彼等に日本教育を授ける事に依つてのみ、眞に彼等をして彼國の爲にも我が日本帝國の爲にも役に立つ人間たらしめ得るのである、我が日本精神は「日本の事考へて居れば他國の事は何も考へなくてよい」と等と云ふ様なケチな精神では無いのである、ペルーに於いて日本教育を受けた第二世達がやがて確固不動の精神を以つてペルーの爲に爲すのであると云ふことを信じて疑はないのである、私は此度び五人の日本人教師をペルーにお連れする事にして居る

感冒と其の豫防

廣島市立衛生試験所技師 醫學博士 後藤文彦

毎年寒期に入ると大なり小なり感冒の流行を見、それから感冒豫防の問題が人口に上るのが普通で當年に於いても、一月下旬、本市より流感豫防心得のビラが配布される有様である、實際は昨年未だに相當の流行をして居る様であるが、本年に入つては「悪性化」する傾向が見え、寒氣も未だ「續く様」であるから聊か立遅れの氣味があるが、感冒と其の豫防の事を記して見るのも萬更徒事ではあるまいと思ふ、大體本誌上で既に流感の事に就いては記述した事があるから今更其れを此處に繰返す積りはないが豫防の意義を心得る上には大體感冒とは如何なるものであるかを知つて置く必要がある

ので簡単に説明を試み其れによつて豫防法につぎ記す事にしよう
感冒と稱する病氣は常識化した誰でも知つて居る病氣であるがさてこの病氣の本體はと云へば未だ甚だ明瞭を缺いて居るのであつて其の症候も多岐に亘つて千差萬別で、感冒に罹つて居る人について見ても一人／＼皆違つて居る即ち或る人は鼻がつまつたり鼻汁が出る丈けであり或る人は喉が乾いたり或る人は扁桃腺が腫れたり或る人は頭痛神経痛を訴へ又熱の出る人あり出ない人あり直ぐ治る人もあるし月餘に亘つて治らぬ人もあると云つた様なわけで甚だ多種多様であるが、醫學上大體之を次の八種に分つて居る即ち(一)急

性鼻加答兒(二)アングイナ(咽喉の腫れ痛むもの)(三)上氣道加答兒(四)肺炎(五)ロイマチス(六)神經痛及顔面神經麻痺(七)胃腸障礙(八)泌尿器障礙(排尿困難等)等であるが大部分寒冷作用に關聯

持つて居る、此處でウンと日本教育を授け、更に上級の學校へ行く者のみ彼地の學校へ入れる事にして居る、日本人小學校を卒業して上級の學校へ進む場合には小學校卒業の檢定試験を受ける事になつて居るが從來の所では檢定試験に於いて極めて良好な成績を擧げて居る、小學校卒業後と雖へども適時同窓會を開催して互に日本精神を鼓吹し日本人たるの自覺を失はしめない様に努力して居るのである、外國に於いて日本教育を授ける事を以つて偏狭なりと爲す徒輩も少くない、然し私をして云はしめれば寧ろそれは反對であると思へる、彼等に日本教育を授ける事に依つてのみ、眞に彼等をして彼國の爲にも我が日本帝國の爲にも役に立つ人間たらしめ得るのである、我が日本精神は「日本の事考へて居れば他國の事は何も考へなくてよい」と等と云ふ様なケチな精神では無いのである、ペルーに於いて日本教育を受けた第二世達がやがて確固不動の精神を以つてペルーの爲に爲すのであると云ふことを信じて疑はないのである、私は此度び五人の日本人教師をペルーにお連れする事にして居る

感冒豫防心得

- ◎皮膚を強壯にすること
適度の運動、規則的生活により身體の強壯をはかり殊に乾布摩擦や空氣浴を行ひ又冷水浴、冷水摩擦の習慣あるものは之を續行して寒さに對する皮膚の抵抗力を強めること
- ◎不攝生を避けること
暴飲、暴食、夜更かし、過度の疲勞等は身體を弱め感冒に罹り易くなりなますから注意すること
- ◎衣服に注意すること
不潔な衣服を着用せぬこと、温い室内では薄くし寒い所へ出る時は厚くする等體温の調節を圖ること
- ◎マスクをかけること
殊に外出時、芝居、活動汽車電車等混み合ふ場所にては必要です、病人、咳をする人は是非かけること
- ◎含嗽を勵行すること
一日數回行ふこと殊に外出から歸つて來た時には是非行ふこと、五十倍の重曹水、食鹽水、硼酸水、又は番茶、微温湯でも結構です
- ◎病人に近寄らぬこと
成可病人は隔離すること又自分が罹つた時は家族を除き近寄らせなふこと
- ◎病氣を罹つた時は早く醫師の診察を受けること
殊に悪寒、發熱、頭痛、咳嗽ある時は安靜にして直ぐ醫師に診て貰ふこと

ら咽喉へそれから氣管へと擴がる之の反對もある之は鼻加答兒等に罹つてから身體をいくら温めて居ても擴がる場合が多いので之を以つて見ても細菌が關與して居る事は考へられるが、目下の處この細菌の本體が不明なのである、大正七、八年大流行時の流感はいフエル氏のインフルエンザ菌であり大流行をする感胃は此の菌によつて居るとされて居るが、これにも疑問を懐く學者が多く現在では濾過性病原體と稱して素焼の目を自由に通過する程微小な細菌によるものであると云ふ説が有力である、素焼の目を通過する程の微小體であるから勿論マスク等は通過自在であり此の點マスクの價値は低下するを免れぬが試みに硝子に向つて咳嗽をするを證明する事が出来るが、かかる大きい飛沫はマスクにより防止し得る事は明らかで且空中の塵埃等の刺戟物を避け又寒烈なる空気を直接吸込む事を緩和する作用があるからマスクを奨励する事は無用ではないと思ふ。

植物神経系が司るのでこの神経が活潑に作用せぬ時や身體抵抗力の低い時には僅かの寒冷によつても容易に感胃に罹るわけである、即ち身體虛弱な時、疲勞、病後、飢餓、榮養不足又は過剰の時又婦人なれば月經時、妊娠時等は罹り易い、かかる状態にある人は特に注意すべきである、又この反應作用は短時間激寒が作用する方よりはれ難く従つて感胃に罹り易い、普通寒冷作用が皮膚に作用する時は寒いと云ふ感じが伴ふのであるから寒冷作用を避ける爲めには寒くない様に作用を肝要である、衣類は寒くない程度に薄着をする方がよく厚着の弊をつける調節に融通がきかなくなり又皮膚の抵抗力を減ずるが又無暗に薄着をする事は何時もより寒さを感じて居り即ち長時間寒冷作用を受ける事になり前記の如く感胃に罹り易い。

から精神作用とも關係があり精神緊張せしめられ此の反應も活潑で感胃にも罹り難い、足袋を脱ぐとすぐ感胃に罹る様な人でも雪隠で皮膚を寒気に曝し又醫師の前で肌を露出して居ても割合感胃には罹らぬものである、精神を常に快活明朗に保つ事は何事につけても有利なものである、其の他細菌を避ける目的で患者に近寄らぬ事、人混みの中に入らぬ様力める事も豫防上有効なるは勿論である、以上記述の如く十分注意して居ても寒期に於いては大なり小なり寒冷作用を受けて居るのであり又細菌も如何に注意しても侵入せぬと限らず従つて感胃に罹る事あるは當然で又素質(淋巴性體質、神經質、滲出性體質等)として寒冷作用や細菌に對して特に負け易い人は如何に注意しても罹る事が多い、かかる場合には病變進行防止に心懸く可きで特に肺炎豫防に注意すべきである、其の要諦は保温、安靜にある、殊に老人、小兒、慢性

氣管枝炎、結核等の人は感胃に罹つたと思つたら嚴に安靜を守る可きで小兒の遊び度い氣の爲め動き廻り又氣の勝つた老人、律氣な老人の無理務め等には十分の警戒を怠らぬ様にしたいものである、又局所の豫防及治療も相當効果のあるもので含嗽、吸入等はよい方法であるが殊に含嗽は外出後には必ず行ひ就寝前起床時の順に勵行したいものと思ふ、感胃に罹かつたら醫師につくのが原則で素人療法は屢々危険を惹起する、止むを得ず醫師にかゝらぬ時は安靜第一で温かに身體を保ち無暗に下熱劑を用ひず熱い湯茶、橙湯等で發汗を計るが安全であるが、加減な事をして終に醫師に手遅れと宣言される事文化人として醜態のうちに屬するものであらう、この一文を讀まれた人は今一應市より配布の流感豫防心得のビラを讀まれる事を御奨めし筆を擱く次第である(昭十一、一、廿)

一月廿九・三十日の
本年最

社會事業調查委員會開催

社會事業施設を細に視察

本年最初の社會事業調查委員會は一月二十九、三十の兩日午前十時から開催されたが前回の委員會議の決議にもとづき左記二十六ヶ所の社會事業施設を視察した

- ▲職業紹介所 ▲千田町住宅 ▲無料宿泊所 ▲皆實町住宅 ▲宇品學園 ▲補那託兒所 ▲仁保託兒所 ▲東診療所 ▲荒神託兒所
- ▲東隣保館 ▲修道院 ▲段原町住宅 ▲白鳥町住宅 ▲社會事業婦人會 ▲東公益實屋 ▲三條託兒所 ▲廣瀬託兒所 ▲養老院 ▲西公益實屋 ▲西診療所 ▲觀音町住宅 ▲舟入町住宅 ▲江波託兒所 ▲草津託兒所 ▲福島町住宅 ▲西隣保館

廣島港出入船舶數並乗降客員數表 (昭和十年)

種別	出港	入港	乗客	降客
汽船(小汽船)	二、八七九	三、一〇三	二、八七九	三、一〇三
汽船(大帆船)	三、一〇三	二、八七九	三、一〇三	二、八七九
汽船(小汽船)	三、一〇三	二、八七九	三、一〇三	二、八七九
汽船(大帆船)	二、八七九	三、一〇三	二、八七九	三、一〇三
昭和十年	計 五、九八二	計 五、九八二	計 五、九八二	計 五、九八二

中央職業紹介所事業成績 (十二月份)

職別	求人数		求職者数		就職者数	
	男	女	男	女	男	女
工業及鑛業	三三	六	二九	五	二七	二
土木建築	一	四	一	三	一	二
商業	九	一七	一四	一〇	一三	四
農林業	一	一	一	一	一	一
水産業	一	一	一	一	一	一
通信運輸	五	一	六	三	一	一
戸内使用人	七	三	三	七	三	七
雑業	八	三	一三	五	一〇	五
合計	四九	四六	八七	七〇	九二	二六

事業別	區別	館別	日數	利用狀況	
				男	女
託兒	西東	西東	七〇	一、九八二	一、八七三
圖書閱覽	西東	西東	七〇	一、八八二	一、八七三
兒童關係	西東	西東	四一	一、八八二	一、八七三
講演講習	西東	西東	三〇	一、八八二	一、八七三
保健衛生	西東	西東	一〇	一、八八二	一、八七三
慰安娛樂	西東	西東	一〇	一、八八二	一、八七三
人事相談	西東	西東	一〇	一、八八二	一、八七三
助成事業	西東	西東	一〇	一、八八二	一、八七三
其他	西東	西東	一〇	一、八八二	一、八七三
合計				七、二二一	七、一五二

隣保館事業成績 (十二月分)

所別	性別	人員	入所人員	退所人員	現在人員	出席幼兒	缺席幼兒
草津託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
草津託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
仁保託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
仁保託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
廣瀨託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
廣瀨託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
江波託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
江波託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
楠那託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
楠那託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
三條託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
三條託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
荒神託兒所	男	一〇	一	一	一	一	一
荒神託兒所	女	一〇	一	一	一	一	一
合計	男	一〇	一	一	一	一	一
合計	女	一〇	一	一	一	一	一

託兒事業成績 (十二月分)

報月覽閱書圖立市島廣

(分月二十)

種別	職業別	年齡別	館別		合計
			和漢書	洋書	
普通閱覽人	男女	自十二歲至三十歲	一〇三	一〇三	一〇三
特別閱覽人	男女	自十二歲至三十歲	七	七	七
携出閱覽人	男女	自十二歲至三十歲	一〇三	一〇三	一〇三
合計			一一〇	一一〇	一一〇
新聞閱覽人		自三十一歲至四十歲	一〇三	一〇三	一〇三
合計			一一〇	一一〇	一一〇
第一門 總論		自三十一歲至四十歲	四、七九	四、七九	四、七九
第二門 宗教、哲學		自三十一歲至四十歲	三、八六	三、八六	三、八六
第三門 文學、語學		自三十一歲至四十歲	二、三〇	二、三〇	二、三〇
第四門 歷史、傳記、地誌		自三十一歲至四十歲	一、三〇	一、三〇	一、三〇
第五門 法制、經濟、統計、家政		自三十一歲至四十歲	一、二四	一、二四	一、二四
第六門 醫學、醫藥		自三十一歲至四十歲	一、〇七	一、〇七	一、〇七
第七門 工學、兵學		自三十一歲至四十歲	三、八	三、八	三、八
第八門 美術、諸藝		自三十一歲至四十歲	三、〇	三、〇	三、〇
第九門 產業、交通、通信		自三十一歲至四十歲	三、一	三、一	三、一
合計			二、八六	二、八六	二、八六
小計			二、八六	二、八六	二、八六
合計			二、八六	二、八六	二、八六

● 屎尿汲取直營開始!!

屎尿の汲取は愈々二月一日から市役所の直營になりました御困りの方は續々御申込み下さい

◎ 申込手續

當分の間市役所保健課で取扱ひます申込書を差上げますからそれに所定の事柄を記入して拾五錢の收入證紙を貼付してお出し下さい
申込書と引換に汲取券を御渡し致しますから汲取に参りました時汲取人に御渡し下さい
第二回目よりは没取券を御持ちの方に限り電話でも申込みを受付けます

◎ 申込受付開始 一月三十日

◎ 申込場所 市役所保健課（當分の間）

◎ 汲取開始 二月一日

◎ 汲取料金 金拾五錢（四斗入一荷 一荷未滿でも一荷とす）

市役所

◎ 收入證紙賣捌所

農工銀行（當分の間）
廣島商船組（宇品町三丁目）

尚市役所の汲取人は所定の服装を着けて居ます。汲取人には如何なる理由あるも金品を惠與しない様切にお願いします
汲取人が金品を要求する様な言動があつた場合は御面倒でも直に市の方へ御知らせ下さい

昭和十一年一月

廣 島 市 役 所

廣 島 市 報

號一十八第

創刊日三十二月二年一十和昭
行發日五十二月二年一十和昭
錢 金 部 } 價 定
錢拾七金 年一 }
所 設 市 島 廣 所 行 發
人 行 發
所 販 活 弟 兄 田 地 式 株 所 刷 印
社 會
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣

京橋は毛利氏在城の時、屢々京都に朝勤したがその道筋に當つて居たので京橋と名づけられたところとある

【目次】

- ◇ 二月二十日總選舉執行…………… 四六三
- ◇ 告 示…………… 四六四
- ◇ 三月十日陸軍記念日行事決定…………… 四六七
- ◇ 昭和十一年度海軍志願兵徵募…………… 四六七
- ◇ 小學校長會已斐小學校で開催…………… 四六七
- ◇ 漁業組合規約例解説(五)…………… 四六七
- ◇ 選挙法と選挙肅正…………… 四六九
- ◇ 新人學兒童を持つお母様へ…………… 四七三
- ◇ 廣島市社會事業第一回座談會(一)…………… 四七四
- ◇ 各種統計…………… 四七六

△都市の衛生化△産業道路を計畫△小賣業者を對象として商業簿記講習會開催△知識階級職業輔導商業作文と書道を開講△火葬場近く着工の運び△風致地區指定△炭都の道路網△觀光ホテル具體化△大神都の計畫成る△新聞經濟記事の學習(六)△赤十字病院建設に伴ふ社員募集状況(六)



場舉選員議院議衆しれき行執日十二月二

二月二十日總選舉執行

去る一月二十一日議會が解散されて所謂普選第四次の衆議院議員總選舉は二月二十日を以て全國一齊に執行された本市に於ける選舉當日の有権者總數は六萬九百五十三人で投票所は十六箇所を設けた選舉の當日は天候にも恵まれて投票開始後一時間にして五千二百餘人の投票者あり午後六時投票締切迄の投票者は四萬九千三百四十三人で之に豫め不在投票を爲した四百十人を合せて投票者總數は四萬九千七百五十三人となり棄権者は一萬一千二百人、有権者に對する棄権歩合は一割八分四厘と云ふ好成绩を挙げた

翌二十一日午前八時より市内東西二箇所の開票所で開票を行ひ何れも午後三時過ぎ其の事務を結了した

議會解散以來滿一箇月、不在者投票の事務を始め選舉人の異動調、投票所の設備其の他演說會場や肅正運動にも忙殺され殊に選舉當日の如き殆んど全應員が此の事務に關與して茲に上下を擧げての肅正運動と改正法規の運用如何を注目された意義深き本選舉も無事終了を告げた

【告示】

廣島市告示第一〇號
廣島市有給吏員定員規程中改正ノ件

廣島市告示第二十九號廣島市有給吏員定員規程中左ノ通り改正ス
昭和十一年二月六日
廣島市長 横山金太郎

第一條中「一、書記(二百五十四人)ヲ一、書記補(二百六十人)ニ、一、技手(六十九人)ヲ一、技手補(七十九人)ニ改ム
附則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示第一一號
廣島市衛生組合設置規程制定ノ件
廣島市衛生組合設置規程左ノ通り
昭和十一年二月七日
廣島市長 横山金太郎

第一條 明治三十一年三月十五日縣令第十四號衛生組合規則ニ依リ衛生組合ヲ設置セントスルトキハ別ニ定ムル衛生組合規約標準ニ基ツキ規約ヲ定メ之ヲ添付シ認可(第一號様式甲)ヲ受クベシ
前項ノ規約ヲ變更セントスルトキ亦同ジ(第一號様式乙)

第二條 組合ハ左ノ役員ヲ設クベシ
一、組長 一名

一、副組長 若干名

一、委員 若干名
前項ノ組長及副組長ハ認可(第二號様式甲及同乙)ヲ委員ハ承認(第二號様式丙)ヲ受クベシ

第三條 經費收支豫算及決算(第三號様式)ハ決定後直ニ報告スベシ
第四條 經費收支簿及證憑書類ハ半期毎ニ檢閲ヲ受クベシ
但シ必要アリト認ムルトキハ臨時檢閲ヲ受ケシムルコトアルベシ

第五條 組合ハ役員ノ功績ヲ表彰セントスルトキハ功績概況ヲ記載シ(第四號様式)申請スベシ
前項ノ場合併セテ記念品ノ傳達方ヲ申請セントスルトキハ其ノ旨ヲ記載シ且目録ヲ添付スベシ

第六條 本規程ニ依リ設置シタル組合ニ對シテハ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
附則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行前設置ノ衛生組合ハ本規程ニ依リ設置シタルモノト看做ス
(第一號様式甲)
昭和 年月 日
廣島市長 代表者 殿

衛生組合設置認可申請
今般左記ノ通り衛生組合ヲ設置致度候條御認可相成度別紙組合規約寫及理由書添付此段及申請候也
一、衛生組合名稱 組衛生組合
廣島市 町 組衛生組合

一、設置年月日 昭和 年月日

一、組合員數 人
(第一號様式乙)
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

當組合規約左記ノ通り改正致度候條御認可相成度此段及申請候也
(第二號様式甲)
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

當選者氏名 生年月日 前任者氏名
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

當選者氏名 生年月日 前任者氏名
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

當選者氏名 生年月日 前任者氏名
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

當選者氏名 生年月日 前任者氏名
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿

組合員名簿
財產臺帳
物品受拂簿

組合員負擔
昭和中年度經費收支
(豫算)決算

昭和中年度經費收支
(決算)報告
廣島市長 衛生組長 殿

各市 だより



都市の衛生化(名古屋市)
六大都市中、學童及壯丁の體位の最下位である名古屋市では保健衛生の施設を擴充して市民の健康を増進することに力を入れた

産業道路を計畫(兵庫縣)
兵庫縣では最近國策上および縣下産業振興を目的に神戸市を基點として裏日本に伸びゆく産業道路の建設が關係地方民の間に熱心に畫策され兵庫縣當局と

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

Table with columns: 補助金, 支, 事務費, 其他, 差引

(第四號様式)
昭和 年月 日
廣島市長 衛生組長 殿
役員表彰申請
左記ノ者ノ功績ニ對シ表彰方決議致候條御取計相成度此段及申請候也
追而組合員一同ヨリ記念品贈呈致度併セテ御傳達相成度候

Table with columns: 職, 役, 名, 功, 概, 況

廣島市告示第一二號
衛生組合規約標準制定
衛生組合規約標準左ノ通り定ム
昭和十一年二月七日
廣島市長 横山金太郎
何々衛生組合規約標準
(廣島市告示第一二號)

第一條 本組合ハ明治三十一年三月十五日縣令第十四號衛生組合規則ニ依リ設置シ保健衛生ノ向上發達ヲ計ルヲ以テ目的トス
第二條 本組合ハ何町何組各戸ノ家長(會社、工場及事務所等ニ在リテハ其ノ首長)ヲ以テ組織シ何町何組衛生組合ト稱ス
本組合ノ區域ハ何町何組一圓トス

本組合區域内現住ノ家長又ハ首長ハ如何ナル理由アルモ組合員タルザルコトヲ得ズ
第三條 本組合ハ衛生組合聯合會ニ加入スルモノトス
第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
組長 一名
副組長 若干名
委員 若干名

第五條 本組合ノ役員ハ成年ノ男子ニシテ二年以上繼續シテ本組合區域内ニ居住シ家長又ハ首長タルモノニ限ル
第六條 組長ハ總會ニ於テ候補者二名ヲ副組長及委員ハ其ノ定員ヲ選舉ス
組長ハ候補者二名ヲ副組長ハ當選者ヲ市長ニ申請シ認可ヲ受クルモノトス
委員ハ市長ニ申請シ承認ヲ受クルモノトス

第七條 役員ノ選舉ハ總會ニ於テ定メタル方法ニ依ル
第八條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再選ヲ妨グズ
役員ハ任期滿了前三十日以内ニ於テ選舉シ直ニ申請スルモノトス
於テ選舉シ直ニ申請スルモノトス
任期滿了前缺員ヲ生ジ組合ニ支障アリト認メタルトキハ直ニ補缺選舉ヲ行フ此ノ場合ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員ノ任期ハ認可又ハ承認ノ日ヨリ之ヲ起算ス
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任ノ日迄尙其ノ職務ヲ行フモノトス

第九條 總會ハ毎年二回以上開催シ規約ノ實施ニ關スル事項ヲ協議シ且諸般ノ報告ヲ爲ス
第十條 總會ハ組長之ヲ召集ス
總會ノ議長ハ組長トシ組長事故アルトキハ副組長之ニ代ル
第十一條 總會ノ議事ハ多數決トシ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
第十二條 總會ハ組合員半數以上出席スルニ非ラザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ出席者定數ヲ缺ギ再召集シタルトキ又ハ急ラ要スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 議長ハ總會ノ記録ヲ作成シ出席者二名以上ノ連署ヲ得之ヲ保存スルモノトス
第十四條 役員會ニ關シテハ總會ハ關スル規定ヲ準用ス役員會ハ委員中ヨリ會計監査員二名ヲ互選ス
第十五條 本組合ニ左ノ簿冊ヲ備ヘ組長之ヲ保管ス
組合費徵收簿

第十六條 組長ハ組合ヲ統轄シ諸般ノ事務ヲ掌ル
副組長ハ組長ヲ補助シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス副組長二名以上アルトキハ豫メ定メタル順位ニ依ル
第十七條 組長ハ衛生ニ關スル法令告示等ノ趣旨ヲ組合員ニ周知セシムルモノトス
第十八條 組長ハ本規約第三十條ノ該當者アリタルトキハ直ニ其ノ氏名及概況ヲ市長ニ報告スルモノトス
第十九條 役員ハ本組合區域内ノ傳染病患者又ハ同擬似患者發生シタルトキハ速ニ應急ノ處置ヲ爲スモノトス
第二十條 組長ハ必要ト認メタルトキハ傳染病豫防並ニ患者救急用ノ藥品又ハ器具ヲ備フルモノトス
第二十一條 組合ハ毎年二回以上衛生講話會ヲ開ク
第二十二條 組合員ハ左ノ事項ヲ勵行スルモノトス
一、清潔方法ハ特ニ嚴重勵行スルコト
一、常ニ蠅ノ發生ヲ防之ガ驅除ニ努ムルコト
一、自家周圍ノ街路ハ常ニ清潔ヲ保ツコト
一、貧困罹病者傳染病患者又ハ同擬似者ノ發生ヲ知りタルトキハ即時組長ニ通報スルコト
一、傳染病豫防消毒ヲ實行スルコト

組合員負擔
昭和中年度經費收支
(豫算)決算
昭和中年度經費收支
(決算)報告
廣島市長 衛生組長 殿

組合員負擔
昭和中年度經費收支
(豫算)決算
昭和中年度經費收支
(決算)報告
廣島市長 衛生組長 殿

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

右の産業道路の計畫は一つは神戸から有馬、三田を通過して丹波に入り篠山、柏原を経て福知山にいたりさらに綾部から舞鶴に抜けるものである

一、種痘ハ時期ヲ失セザルコト、一、井戸浴場、洗場、便所、下水溜等ハ常に掃除シ其ノ破損箇所ハ速ニ修理スルコト、一、禁煙所ヲ安信シ病毒ヲ蔓延セシメザルコト、一、塵芥ハ覆蓋アル容器ニ蒐集シ散亂セシメザルコト、一、其ノ他公衆衛生上必要ト認メタルコト

第三十條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ規約違背者ト認メ役員會ノ決議ニ依リ五十錢以上一圓五十錢以下ノ違約金ヲ徴收ス

廣島市告示第十三號 道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市告示第一四號 廣島市臨時產業調査委員規程改正ノ件

一切の知識と簡易簿記の講習會を開催することになつたが其の期日は三月十日から三月十二日の毎週月水金の午後五時半から八時半迄合計十五日三十時間

總選舉執行ニ付開票ノ場所及時日ヲ左ノ通り定ム 昭和十一年二月八日 廣島縣廣島市衆議院議員

第一號 昭和十一年二月二十日衆議院議員總選舉執行ニ付開票ノ場所及時日ヲ左ノ通り定ム

昭和三十二年海軍志願兵徵募 二月七日より四日間公會堂で舉行

二月十八日已斐小學校で開催 市内公私立小學校長會は二月十八日午前九時から已斐小學校に於いて開催されたが午前中は一般學級に特定學級の參觀已斐小學校長の學校經營談あり午後からは協議に入つたが傳達事項をせば、

風致地區指定 (三重縣) 三重縣では神都聖地計畫の前提として過般の都計地方委員會で同地に九ヶ所の風致地區設定を可決し内務省に申請したが、さらに本省の許可あり次第風致地區保護の縣令を發すべく成案を急いでゐる由、該縣令の内容は風致地區内の建築物その他の工作物に對し新設移轉撤去などの場合禁上または知事の許可を要する事項を定めたもので建築物その他工作物の新設、増築、移轉、修繕、變更または除却、土地の掘鑿、盛土、水面の埋立等の現狀變更、竹木土石の採取等の行為は知事の許可を要し該區域内は原則として工場の新築、營業用浴場の新設、市場墓地等の設置を禁止してゐる

三月十日陸軍記念日行事決定

三月十日記念祭を舉行

來る三月十日は三十一回目の陸軍記念日であるが現下國際情勢の險惡につれ非常時性の壓力益々加重せらるゝに鑑み本市始め左記在廣の多數諸團體共同主催(或は後援)のもとに當日午前十一時十分より廣島招魂社に於いて記念日祭開催、日露戰役當時の學國緊張の情を回顧し三十萬市民に非常時局の眞の重大性を認識せしめることになつたが當日の主催團體は左の通りである

- 廣島商工會議所 廣島市教育會 廣島國防研究會 廣島市町總代聯合會 廣島市聯合青年團 海軍協會廣島支部 愛國婦人會廣島縣支部 日本赤十字社篤志看護婦人會廣島支會 廣島國防婦人會 廣島國防婦人會 東、西、宇品警察署 後援團體 第五師團 廣島縣 陸軍運輸部

昭和三十二年海軍志願兵徵募 二月七日より四日間公會堂で舉行

二月十八日已斐小學校で開催 市内公私立小學校長會は二月十八日午前九時から已斐小學校に於いて開催されたが午前中は一般學級に特定學級の參觀已斐小學校長の學校經營談あり午後からは協議に入つたが傳達事項をせば、

漁業組合規約例解説 (五) 第二十四條 組合員ノ持分ヲ讓渡セントスル場合ニ於テハ本組合ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

の拂込させる必要がないので直に組合員名簿に所定の事項を記載してよいのである

組合員は出資二口以上を有して居れば組合の承諾を得て其の中の一を他の組合員又は組合員以外の人に譲渡することの出来ることは勿論であるが、若し組合員が一口だけ有して居るときに、其の一部を他の組合員又は組合員以外の人に譲渡して一口の持分を共有することはできないのである

第二十五條 組合員ノ死亡ニヨリ家督相続開始シタルトキハ家督相続人ヨリ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ本組合ニ届出ツヘシ

本條に付て特に注意すべきことは、組合員の相続人が漁業組合員たる資格(漁業者であるか又は規約第七條の規定に依り組合員たることを得る者)のある者でなくてはならぬことである、例へば被相続人が漁業者又は従業者であつても相続人が漁業者又は従業者でなければ

ければ當然組合員として取扱ふことができないのである

組合員が死亡し家督相続があれば相続人は相続の日から被相続人に代り組合員と爲ることは、漁業組合令第四十七條の規定する所であるから家督相続人から届出があれば之に依つて組合員名簿に記載することは勿論であるが家督相続人から届出がなくても組合で其の事が分れば相続人を組合名簿に記載して其のことを相続人に通知せねばならぬのである

第二十六條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

一、出資ノ拂込其ノ他本組合ニ對シ支拂フヘキ金銭ノ支拂ヲ怠リ二回以上督促ヲ受クルモ仍其ノ義務ヲ履行セザルトキ

トキ 本條は除名の事由を定めたもので、此の事由の一つ以上に該當しなければ總會の決議を以てしても除名出来ないものである、又此等の事由に該當しても除名しないことも出来るのである

第一號は二回以上の督促をして其の義務を履行しない場合でなくてはならぬ、故に少くとも二回は督促しなければならぬ唯注意すべきことは二回目の督促をして指定期間内に義務を履行しないことが必要で督促状を發すると同時に納入の餘裕を與へずして除名の決議をするなどは不當である

第二號は漁業権の行使又は漁業の方法が規約に違反した場合であるが、特に注意すべきことは「專用漁業権ニ屬スル漁業ハ組合員各自ハ共同シテ之ヲ爲スモノトス」と規定した規約の條文を引いて之に違反したるときを除名の事由とするのは當らないのである、何となれば組合員各自又は共同して爲すことに組合員は違反のしやうがないからである、又第二百一十一條に當る規定(漁業料を納付すべき規定)に違反した場合を本號に規定した例があるけれども之は第一號の中に含んで居るから之を第二號の中に掲げることが重復するから本號には掲げない様にせねばならぬ

第三號は組合の秩序を亂し、又

は業務を妨ぐる場合で例へば他の組合員を誘引して漁獲物を組合の共同販賣所に掲げずして他の商人に拔賣するとか、又は漁業協同組合の事業に付、悪宣傳をする如きが之に當るのである

第四號は組合員たる理事が組合の金を横領し費消したとか組合の受けたる補助金を自分一個の補助金の如くに利用したとか云ふが如きを指すのである

第二十七條 總會ニ於テ除名ノ決議ヲ爲シタルトキハ本組合ハ事由ヲ明示シタル書面ヲ以テ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ組合員名簿ノ記載ヲ抹消シ且除名ノ年月日ヲ記入スルモノトス

本條は漁業組合令第四十九條の改正に伴ふ規定で従前は除名の決議をしただけで直に除名の効力ある如く取扱つて来たのであるが、それでは除名者が總會に出席して居れば分るけれども自分を除名の決議をするには、除名されんとすぬのは決議に加はることが出来るので其の席を外すべきであるから知らぬのが普通である、それにも拘はらず、決議の仕方で除名の効力があるとすることは不當であるので、今回の改正があつた譯である、従つて除名された者に通知した上でなければ除名を以て其の組合員に對抗することが出来ぬのである(未完)

◇観光ホテル具體化 (鳥取市)

鳥取市では同市の發展策として市内の有力者間に観光ホテルの建設が提唱され大岡山公園の正式指定を目前に控へてゐるので最も適切な案を計画として各方面からこれが實現を要望されるに至つたので鳥取市工會議所では過般代表者を先進都市に出張せしめてホテル建設に伴ふ諸般の調査を行ひ着々と準備工作を進めて居るが近く観光ホテル建設委員会を組織し市當局並縣當局に働きかける由である

◇大神都の計畫成る (宮崎市)

都市計畫宮崎地方委員會ではさきに宮崎市會の決議をもつて政府に意見書を提出したがその程後當局では設計を急いでこの程大體完成したその内容は宮崎に隣接した史跡景勝に富む青島木花住吉赤江の四箇町村海岸地帯を包含した一大風致地區を設けるとともに天神山公園から聖跡皇宮にいたる間、及び幸田町御親園跡から聖地阿波峰ヶ原を結ぶ二つの直線幹線道路を開鑿、旭通りの擴張縣廳前通り橋通りなどのメインストリートには美しい綠樹地帯を設けんとするもので五箇年計畫で完成する

選挙法と選挙肅正

潮 惠之輔

私は「選挙法と選挙肅正」といふお話をいたしたいと存じます、が、決して諄々しく選挙法の講義をいたす積りではありません、唯選挙法といふことを、選挙法の立場から眺めた上で所感の一端を述べざるに過ぎないのであります

申すまでもなく我が國に立憲政治が施行せられ、又地方自治制度が實施せられてから、最早五十年に近づき我々は既に半世紀に互つて、選挙政治の體験を積んだものであります、この五十年といふ歳月は、考へ方に依つては真に東の國ともいへませう、然しなから選挙といふ一つの制度を運用する上からは、さまで短い時間とはいへませう、殊にこの選挙なる方法は、國會や地方議會ばかりでなく、他の多くの方面にも應用せられて來ましたから、選挙は既に幾度となく我々の間に反覆して實行せられたのであります、従つてこれ等の體験から選挙が、今日相當立派に行はるべきことを期待しても強ち無理とは申されませう、然るに選挙界に於ける實際の狀況を見ますと、年を経るに従ひ度重なるに伴れ、却つてその情勢は増して行く傾きさへ見える始末であります、選挙肅正の運動が最近一大國民運動となり、津々浦々に至るまで澎湃として捲起つて來たのも、洵に理ある次第と存じま

選挙法と選挙肅正

潮 惠之輔

す、元來選挙肅正といふ辭は、必ずしも昨今始めて聽かされるものではありません、或は選挙の淨化といひ、或は選挙界の革新といひ、隨分以前から唱へられたものであります、それでありませうから選挙肅正なる問題は一面、頗る舊い問題でありながら、一面、選挙界の實情からして今日尙當面焦眉の新しい問題となつてゐるのであります

然らば一體選挙肅正とはどんなことなにか、又選挙界は何故肅正されねばならぬのかといふことになりませうが、一言でこれに答へるならば、選挙肅正といふことは畢竟選挙の自由公正を保つこと、平たくいへば眞面目正直な選挙をしようとするのであります、そしてそれに依つて良い議員を得、良い議會を得て憲政自治を仕上げ行くこと、それが選挙の根本の理由であるといへませう、そも憲政自治の特徴は、國民に參政權を認め、我々の考を聞きそれを投入して政治行政を進めて行くこと、その半面政治行政の責任を國民に分擔させること、に在らうと思ひます、而してこの我々の考は一人一人にこれを問ふこととは難しい、そこで議會を作り議員と相談するのであつてこれが所謂代議制であります、従つて代議制も亦憲政自治の特色といつて

新聞經濟記事の學習 (六)

廣島市商業學校商業調査室

根本に於いて責任を負ふべきものであることを忘れてはなりません、萬一そこを感違ひして偏へに爲政者や議員だけを咎め立てることは、寧ろ本末轉倒責任の轉嫁ともいふべきであります、選挙の不眞面目不正直に出來ない道理、投票の重要性といふものがこゝに至つて判然とするのであります、選挙の體験五十年を経たる今、更めてその肅正を大聲疾呼せねばならぬとは心外な次第であります、さりとて現實の選挙界は到底これが放任を許さぬ事情に在るのであります

學人の投票したる被選挙人の氏名を陳述する義務なし」といふやうな重大な意義を有つ規定を設けたるが如き、又投票所の設備や投票用紙にまでも周密的細目を示して厳罰敷罰を置きたるが如き、皆それでありませぬ。この外投票買収の防止、選挙運動に關する制限、選挙干渉の防止等について規定、その他選挙投票の自由公正を保たんとする澤山の規定も厳存したのであります。而かもかくの如く自由公正を保障すべき多くの規則を有しながら、尙從來の選挙法に満足出来ずして選挙法の改正は殆んど引切りなしに計劃せられたのであります。唯こゝにその成行の一位一什を述べ立てることには暫く差控くこととして、一應大正以來の経過を振り返ることとするならば、大隈内閣、原内閣、加藤子爵の内閣、山本内閣、清浦内閣、加藤内閣、大正この方殆んど總ての内閣が選挙法の改正を重要政綱の一に掲げてその實現に着手せられたのであります。尤もこれ等各内閣に於いて調査せられたもの、中には政府部内の立案に終つたものもあり、樞密院に御諮詢を仰いだものもあり、又貴衆兩院を通過して憲法律となつたものもありませぬ。が就中大正八年原内閣の改正選挙法、大正十四年加藤内閣即ち所謂三派内閣の普通選挙法及び昭和九年齋藤内閣の改正選挙法は我が憲政史上に特筆せらるべき大改正であると稱せられました。かく

の如く明治二十二年に創定せられた衆議院議員選挙法は、同三十三年の改正と併せて既に四回の大改正が加はられました。この四回中三回の改正は實に大正、昭和に互る二十年間になされたものでありまして二十年間は方に我國に於ける選挙法大改正の時代といふても可いのであります。そしてこれ等毎回の改正に於いてその重點と次選挙権を擴張したること、政界の刷新を圖る爲に徹底的に選挙界を刷新せんとしたこと、この二つに在つたのであります。即ち選挙法正といふ一事は選挙法の改正に際しては、何時もその主眼の一つでありました。殊にこの點を注目すべきものは普通選挙法の内容であります。

普通選挙の精髓が選挙資格から納税要件を撤廃して人格主義の選挙権を確立することに在ることは今更調ふを俟ちませぬ。然しそれと同時に我が普通選挙法大いに選挙手續を改革し、選挙運動の方法及び運動費の支出に對する厳重な制限の下に選挙運動に徹底した取締を加へ、又選挙違反に峻厳な制裁を科することなどに依つて選挙界を刷新すべく如何に腐心してゐるかを窺ふことは出来ませぬ。かかる異彩を放つた普通選挙法でありながらその誕生に當つて各方面からこの法律にかけられた選挙法正の期待が頗る多大であつたことも決して不思議はないのであります。即ち或人は「從前の汚れた選挙を刷新しない新有権者の増加は必ず選挙界を淨化するに相違ない」といひ、或人は「三百餘萬の有権者が一千二百餘萬にもなつたのであるから、縦し投票買収等企てたところで普く選挙の届くもではない、従つて選挙は自から淨化されるであらう」と考へ、又或人は「この嚴密な取締と、峻烈な罰則とは何と腐敗し切つた選挙界であつても、終に革正せずには措くまい」と信じ、わけても取締及び罰則の威力に關しては多くの人が殆んど一致して、非常な期待を有つたのであります。ところが

が豈圖らんや昭和三年に行はれた普通選挙法に依る第一次総選挙の實績を吟味するに及んでその期待が多し裏切られたのに痛く失望を感じて後ものがあつた。而かもその後の第二次第三次と結局普通選挙法に三回の総選挙が繰返されましたが、聊かも愁眉を閉かしむるもの、ないのみならず、回を重ねるに従つて投票の買収とか、選挙運動費の膨脹とか、又は選挙干渉とかいふやうな以前から三大宿弊と稱へられてゐた選挙界の積弊は、逆に擴大する趨勢さへも見えて來ました。即ち買収違反者は三回の総選挙に於いて、常に選挙違反の八九割を占め、殊に第一次総選挙では純價を豫想された新有権者の方、寧ろ違反率は高かつたのであり、殊に買収に對する罪惡觀は益々麻痺し、假令刑辟に觸れたとて自他共に一時の厄難位に考へて、けろりとしてゐるやうになつたのであります。選挙運動費の點制を採用したので運動の區域は數

倍に擴まり、且運動の對象たる有権者も四倍に激増した爲に、演説文書に依る合法的運動費も自然と嵩まるばかりでなく、殊にその間不法の買収費が隠密に振り撒かれ、法定制限額は愚か「五當三落」の評語が生まれ、それが段々「七當五落」と競上げられるといふ實狀となり、加之綿密な取締規定は却つて官權濫用に好都合といふ非難すらも起つて來たのであります。かゝる情勢からは是非共今一度選挙法を改正し、更に正法の實を擧げねばならぬといふ輿論が、追々喧しくなつて參りました。その上近年政界に對する不信感、政治に對する不評が、漸く一般に擡頭するに至り、政界革新の前提として第一に選挙法を改正すべしとする希望は、益々熾烈の度を加へ彼波瀾重疊の數年を経て、終に第六十五回帝國議會に於いて改正選挙法の成立を見たのであります。改正選挙法は實にかゝる事情來歴から成立したのでありますから、その主力は三大宿弊の防除に傾注されてゐます。即ちこれを舊法に比べますと投票買収に對しては一層嚴密の方針を採り、選挙運動の組織及び運動行為を一段制限して運動費の低減を期し、更に取締の強化と相俟つて選挙公營制を引入れ運動費の法定制限額を引上げたのであります。又官公吏の選挙違反にも一入重刑を以て臨み干渉その他積弊消滅共に、權力の不正行使を防止せんとしてゐるのであります。

選挙法は、既にかくまでに改正せられたのであります。依つて我

々はこの改正法に對して大に選挙法正の成果を切望するものであります。然るにこれまで我々は選挙法改正後の効果について度々念願の叶はなかつた、苦い經驗を嘗めたのであります。この際餘程の戒心を加へてかゝらないと復たぞろ覆轍を踏むの虞がないとも限りませぬ。現に改正選挙法に就つた改正府縣制の下で行はれた、昨秋の府縣會議員の總選挙に於ても、あの制裁の加重、あの正取縮の強調に拘らず違反者は一萬六千有餘に上り、甚しきは有権者の九割が検査せられて、役場事務まで停止された村さへあると、聞くのであります。尤もかくまで多數が擧げられたことは、検査の嚴重公正に依るといへませぬが、何ともしも、夥しい違反であると思ひます。そして、候補者の中には、相變らず巨額の運動費を撒いた者もあり、殊に候補者の違反は前回のそれと比して數倍の多きを占め、且選挙正委員の肩書ある人すら各地で、少からず違反してゐるのであります。これを以て見れば、改正府縣制は既に色々の方面から侵犯されてゐるのであります。から、今後の選挙に於ては、更に一段の覺醒と努力が要求されねばならぬと考へます。而して、そのも／＼かゝる事態が、幾度となく反復せられ、期待の兎角裏切られる所以のものは、畢竟何等か根本の禍因がそこに、潜在することを想像させるのであります。或る程度法の力といふものは、極めて強大であります。法が選挙法正に有効であることは勿論であります。從

つて、選挙界を刷新するには、先づ法制を整へ、これを勵行すること、最も肝腎であります。然しながら、從來繰返された選挙法の改正とその勵行と、それが選挙界に齎した正法の効果とを、照合しますと、何としても選挙法は、選挙正の萬能膏に非ざることを、知らねばならぬのであります。確かにそれが、萬能膏でない故にそれに倚賴し過ぎ、それへの期待が餘に大きくなるのであります。その病源を發見して、これを根治する途を講ぜねば、選挙正は、百年河清を待つに等しと存じます。而して、つく／＼考へて見るのに、その病源といふべきものは結局、國民の選挙に對する認識と、私に信するものであります。「法は死物、これを活すは人」といはれるやうに、選挙についても、この認識と熱意とが凝つて法を活かすべき魂となり、法にこの魂が打込まれない以上、何と立派に法を整へても、正法の成功せぬことは火を賭るよりも明かでありませぬ。従つて、法の整備勵行と共に否寧ろ、それよりも一層先に、法を活かして、選挙界を刷新する爲に、國民の選挙に對する正確な認識と、熾烈な熱意とを高まつて行くといふことが、正法の根柢でなければなりません。この認識熱意の足りないと、選挙法は、甞不用意に守られないのみならず、奸智に長けた輩は、これを濫りこれを逆用してまでも、尙買収その他の

脱法行為を自論むやうになります。かくして何時になつても、情弊の根絶は到底望まれませぬ。この認識熱意なるものは、恰かも建築の地盤にも譬ふべく、法はこの地盤の上に組立てらるべき建物にも比すべきであります。地盤が確乎出でないと、建物は危ぶないのであります。それが獨立小屋から鐵筋混凝土造りに、進めば進むに伴つて、家屋の安定は却つて脅かされ、險呑になつて參ります。選挙正もこれと同様で、國民の認識熱意が不足すれば、選挙法は魂のない脱殻となつて了ふばかりでなく、それが周到緻密になるに伴つて、往々弊害の百出を見ることもあるのであります。法に抜本塞源の即効が望めない道理は、即ちこゝに在り、正法の鍵を握るものは、この認識と熱意とであることを、承知せねばならぬのであります。

我が國の教育は、今日誠に立派な成績が擧げられて居ります。然し、國憲國法を遵奉するといふ徳性に至つては、その完成、尙未だの感があります。元來人間は社會生活を営みます。そして、最も進歩した統制のある社會生活が、即ち我々の營む國家生活であります。法律も實にこの統制の一環として、産れ出るものであります。この統制が紊されたものでは國家生活のよく行く筈はありません。これを選挙について見ても、國民が選挙法の所期する正法のことを判然と辨へ、眞剣に選挙の神

聖を擁護することにならねば、立派な選挙の行はれることは、毛頭期待出来ませぬ。前にも申したやうに、選挙の正法といふことは、要するに、選挙を自由公正に、眞面目正直にすることであり、依つて、良い議員、良い議會を得て、憲政自治の美を濟すことを、その終局の目的とするのであります。選挙法の目標も亦これに外ならぬのであります。然るに、從來兎角選挙法はこの本旨に對する認識が足らず、正法の熱意に缺けるところがあつたればこそ、選挙界の弊風が今に一掃されぬ譯であります。而かも、この認識の不足、熱意の缺陷は、官憲の側にも、政治家の側にも、又一般國民の側にも共存したところであり、そして、この共通の弱點が、互に原因をなし、結果をなして、選挙の自由公正を、各方面から穢して來たのであります。即ち、當局者や、候補者運動員などの側からは、權力に依つたり、金力に依つたり、又は暴力に依つたりして、選挙干渉、投票買収、又は選挙妨害などが起され、これ等は何れも力を持み、選挙の自由公正に對して、不正な製り、誘惑乃至侵犯を加へるものでもあります。更に一般國民の側からは、敢て自らこの自由公正を冒瀆する者があります。漫りに棄權し、ヨイ加減の投票をし、又投票を賣るの類が、即ちこれでありませぬ。本來、一般の認識熱意が十分でありさへすれば、他方に屈することもないれば、利益や情實因縁などに迷はされる筈はないのであります。買収でも、選挙干渉で

も生ずるものだからである。従つて學習時間に於ては職員はその發言を最少限度に止めるとは云へ、職員は準備は決して忽にすべきではない。上述の如く職員は準備は廣く且深きを要するものであるが、その準備の方法には次の如く經常的準備と指導前の準備との區別を考へ得る。

- 1、一步は一步づつ(二段抜)
- 2、日蘭海運準備會談
- 3、佛政府は飽く迄
- 4、平價切下げ反對
- 5、金本位危機下
- 6、明年度豫算編成
- 7、租税收入見積り

も、選挙妨害でも、一般が監視して、そのことなからしめるのが本當であつて、唯候補者や運動員の取締を官憲に委ね、又當局を非難するだけでは駄目でありませぬ。

自由と公正、それは實に選挙の生命でありませぬ。萬一その自由公正が壞さるれば、選挙は全く、無意義になつて了ひませぬ。さうなれば、代議制は自から墮落し、憲政自治の明朗、その改善済美も、結局一片の空想に終るであらませぬ。かやうな次第でありますから、苟も不正な力に依つて、選挙の自由公正を傷けるが如きは、以ての外のことであることは勿論、自ら所信を託けて投票するが如き、假令それが、他力に強ひられてあらうと、自身に心得違ひからであらうと、共に正しいものではありませぬ。殊に投票に反対給付を得ることなど、到底許されませぬ。

縦し、その對價の爲に、本心の搖ぎはなかつたとしても、憲政自治に對する選挙の責任上、投票への代價や謝禮のあるべき筋ではありませぬ。又この代價や謝禮が認めらるるとすれば、所謂、選挙界は金權跋扈の修羅場と化し、こゝに百弊の備を作るのであります。尙世間には種々の言前から、自儘に棄權する人もありますが、これも亦慎むべきことでありませぬ。元々選挙の結果は多數の意思に依つて決める仕組でありますから、有權者が漫りに投票權を行使しなれば、國民の眞意は判りませぬ。然るに有識者と稱せられる人達の間にさへ、或は「理想の候補者が居らない」とか「どの候補者も團栗

の丈蔵べ、選挙は出来兼ねる」とかいひ、或は終に立候補の自由を束縛するものとして、候補者制度まで非難する人があります。尤もこれには眞向からの駁論も聽かされるのであります。候補者が氣に入らず、又誰方を選ばず難しければ、自分で立候補すれば可いではないか、別に又推薦出の途も開けてある。そのどちらをも採らずに、唯彼此といひながら棄權するのは詰り、體良の口實に隠れるのだといはれるのであります。

私はこの雙方共、一應考ふべき點はあると思ひますが、何分、理窟の應酬で多く、現實の選挙には、役立たぬものと考へます。自身の出馬や推薦出を振舞うのは、現時からは少々無理であります。情からは少々無理であります。批評も亦、後日の立法論としては傾聴すべきであるとしても、現制の下に行はれる選挙にとつては効能はないのであります。眼前に横たはる選挙に處すべき我々の態度としては、理想に適合者がなくとすれば、認められた方法範圍で二善三善に就き比較的良い候補者を選びべきであります。又無暗に棄權をすることは、最悪の候補者の當選を助ける、消極の危險も伏在するのであることも考へねばなりません。要するに棄權といふことも選挙投票の自由を自ら抛棄するものであります。實は今日までの選挙は、往々識者をして氣乗り海ならしめ、選挙に關心を失はせて、棄權を唆かしたやうな事柄もあつたのであります。然し今

後の選挙に對しては、これまでの見方を變へ、お互の力で、必ず選挙界を直さうといふ方向に、總ての人の考を向けて貰ひたいのであります。

選挙投票は權利であり、自由であるといはれませぬ。但し誤解を戒めねばなりません。申すまでもなく、この權利自由なるものは、候補者や有權者の私利御都合の爲に與へられたものではないのであります。この權利自由は、國民の福利、地方の公益を背負ひ、憲政自治の大成に貢献すべきものであり、立憲國民、自治公民としては、この責任義務が殊に重大なことを、忘却してはなりません。そこで我々の有つてゐる一票との連絡交渉といふ點に、深く思を致し、又憲政自治も、單に形態だけでは効用をなさぬことを篤く會得し、そして眞に憲政自治の基石たるべき選挙の本質、その重要性を確認し、これが肅正に誠意を捧げねばならぬのであります。さうすれば投票買収とか、選挙干渉とか、その他選挙法の禁止制限することが、敢て侵犯されぬことは勿論、假令法禁に觸れず處罰を受けぬ事柄であらうと、假初にも選挙の自由公正を破壊するやうな不都合は、持ち上らないのであります。例へば我が選挙法は棄權を制裁してはるませぬ、又出鱈目の投票だからとてそれだけでは、罰則に問はれませぬ。又どんな候補者を選んだからとて法は何ともいたしませぬ。

然し選挙法を生かし、その終局の期待に副はんとすれば、そこに何等の制裁、何等の處罰がないからとて選挙投票に當つて冷淡に構へ無難作無分別な態度を執ることは出来なくなるのであります。唯それには我々が、選挙の本義を確乎と認識し、選挙肅正の燃ゆる熱意を有ち選挙界を肅正する爲に全力を擧げるといふ心構になることが先決問題であります。この認識が先決問題である以上は何と度々如何に堂々たる選挙法を改正しても、ナカ、肅正の見込は立ちませぬ。幸ひこの認識熱意が進んで來れば法に多少の不備があつても、選挙界は肅正せられ、政界は革新せられ、從つて政治は公明となり且生活に即した政治が行はれて參るのであります。私が前にこの認識熱意に依つて、選挙法に魂を打込む先行要件である旨を述べたのも、洵にこゝを見た譯であります。

今日選挙法は立派に改正せられました。そして選挙肅正運動は全國を風靡してあります。即ち立法の行き方と、啓蒙の行き方と、從來兎角離れれぬであつた、肅正の二つの大きな行き方がこゝに握手し二大思潮が合流したことは、蓋し空前のことといふて可いでありませぬ。從つて苟も、憲政の前途を念ひ、自治の將來を憂へる者の、正に奮起すべき絶好の機會であります。これまでも、選挙肅正が切りに唱へられながら、その結果に於て見るべきもの、極めて少なかつたのは、この二大思潮の跋行と

- 8、幣制の餘燼收まり
 - 9、上海市場蘇る
 - 10、中南米組合理事會(一段抜)
 - 11、ソニー社長
 - 12、再び來朝
 - 13、短評
- さて既述の如く學習時間に於て精讀的に學習する記事は多くの場合、右の中唯一つを選定するのであるが、この日の經濟記事は一見して明かなる如くフランスの金本位制危機に關する記事が殊に多く、又貨幣及爲替に關する記事は教材としても重要であるから假に「一步は一步づつ」といふフランス金本位制維持に關する評論を精讀記事として選定することとする。指導前の準備は主としてこの精讀記事に對する準備を指すのであつて、先づ第一に記事に入るに先立ち、基本的理解事項として豫め次の事項を調査しおかなければならない。
- 1、日佛法定平價
 - 2、フラン貨の對外爲替相場
 - 3、フランスの金保有額
 - 4、現在金本位制を維持する國
 - 5、フランス國民が金本位制を嫌惡する理由
 - 6、最近フランスの金本位制維持を困難とするに至れる理由
- 次で記事に即してはその中にある難解の語句及び理論について

いふ點に、大きい原因があつたやうに思はれます。今二者併進のこの機運に際會したのであります。が、若しこの機會を逸して、復た情弊を反復するやうなことがあつては、その悪影響は恐らく舊に倍するであらませぬ。一入寒心に堪えぬところでありませぬ。即ち世上往々選挙界に愛憎をつかして、終に憲政自治に對する國民の能力に疑を懐く人すらありますから、この際選挙肅正の失敗を繰返すならば愈以て、この疑念を深からしめて、現下の時局打開は勿論、國運の躍進に非常な障害となるのであります。それでありませぬから、我々は最早や、生暖い態度では過ごされぬ國情を静思しなければなりません。而して昨秋行はれた府縣議員の總選挙に於ては、殆んど選挙干渉の聲を聞かぬのみかプロカーの屏息、運動費の低減及び一般の自覺について、欣ぶべき結果(本稿は一月十日發行の市報に掲載すべき答であつたが潮氏の校閲を經たる爲め止むらく遅れたるものでその點御諒承を願ふ)

果が見られたのであります。唯この地方選挙は、肅正の大事業からいへば、一つの試練に過ぎませぬ。而かも相當忌はしい事實もあつたのであります。然し假令部分的には未だ満足すべからざるものはあるにしても大體からすれば確かに、肅正の芽生えは見初められたのであります。故にこれを契機とし國民の精神的總動員に依つて、更に直往邁進するならば、流石の選挙界も終には、肅正し得られると思ひます。否肅正のことは「し得る」「し得ない」の問題ではありませぬ。憲政自治のこの難局を乗り切る爲に、必ず「せねばならぬ」國家の大業であります。そして又、それを成し遂げることは即ち立憲政治の大道を通して、天業を翼賛し奉るべき臣節であると存じます。私は最後にこの所見を述べて、今日の講演を終ります。

だ「アツチ、アツチ」のみの返事では困る)

姓もよく知らして置き何時呼ばれても「ハイ」とハッキリ返事をするやうに慣れさせておくことです。

(二) よく陥りやすいことは入學して他の兒童に負けさせまいとする親心から、早くより文字や數字を教へ込むことで、その必要は全くありません。ただ片假名で自分の姓名を書けるやうにして置いて下さい。

教科書、靴、鞆所持品には必ず姓名を書いておくこと

教科書以外の學用品は入學前に購入せず學校の意見を聞いて後にする

(三) 家庭で自分の學用品を置く場所を定めておいて何時もその位置におかせることです。自分の事は自分でする習慣をつけて下さい。

その他靴の脱ぎ履き、鞆へ教科書の出し入れ、着物の着方、洋服のボタンのはめ方等の練習、又少し後ではありますがお辨當の包み方の練習(家に歸つて見た時には包みのみ残つて辨當入が無くなつてゐたやうな滑稽もある)等も大切であります。

お母様方が可愛さの餘りに、つい自分でやつてしまつて、自然に依頼心を起させる結果を招きやすから注意を要します。

(四) 早寝、早起の習慣と睡眠を充分にとらす様に(時刻を定めて置くこと)

毎朝便通に行く習慣をつけること

毎朝歯を磨かせること(毎夜就床前も)

以上に規律的生活に慣れさせて置く上からも必要であります。食餌の好嫌のないやうに、工夫して矯正せられ、食量の多しにも氣をつけられ、又食事の前に手を洗ふ習慣をつけることです。

(五) 昨年末の未就學兒童の身體検査の結果、發育の程度、榮養、體重指數(百又はそれ以上か、九十以下か)貧血性か、腺病質性か、齶齒は、其他注意すべき事項はなかつたか、病的の變化(例へば眼病、耳鼻咽喉疾患、皮膚病、内臟疾患等)發見しなかつたか、有熱兒(一週間以上體温測定の結果三七・三度以上、又瘧汗をかく等)ではないか

以上を御考慮の上醫師(小兒科醫)に御相談され入學までには努めて良い状態にしておかれることであります。

(六) 醫師より特別注意のない子供でも次のことはつとめて實行させること

戸外の遊びを奨励し、充分日光を浴し得る場所を與へてやると酷寒の外はつとめて薄着をさせる習慣をつけること

食餌は榮養を主とした經濟的なものであること

常に快活で朗かに遊ばせること

其の他一般に注意すべき點は

(七) 病氣等の原因で就學の猶豫や免除を要する時は、學校に御相談になれば手續の仕方が分ります

て、例へば悪性インフレーション、爲替平衡資金、金流出防止策としての金利引上げ等についてその意義を明確にし、更に最近におけるフランス政界の形勢についてその歴史的事情を調査しおき、記事の一節毎に更に記事全文に就きその趣旨を適確に把握し、進んで今後の動向についても察知しておかなければならない。尙又必要なる場合には右記事の理解に資するため参考統計數字や關係法規等を騰寫刷にして生徒に配布する準備もなすべきである。

次に精讀記事以外の十二種の記事に就ては既述の如く見出しを中心としてその記事の大意を掴み、經濟部門における動向の大勢を會得する程度に止めるのであるから、指導者としてのそれに対する準備は特に深く詳細に立入る必要はなく多くの場合は經常的準備のみで、即ち日々新聞を閱讀するうちに自ら蓄積される知識の程度で十分事足りると思ふのである。

尙學習の前日即ち金曜日には商業科職員は全員會合して、教材に關し質疑應答し各自の理解を正し且つ深め、又相互に聯絡を取つて職員によりその指導に深淺、精粗の差を生ぜしめないやうに努めるのである。

新入學兒童を持つお母様へ

中島小學校長 松本 知

寒い寒いと言つてゐるうちに、新學年がすぐやつて來ます。新しい洋服を着て帽子を眼深にかぶり、ランドセルを背にして小學校の門をくぐる、生々とした可愛らしい我が兒の姿を今から待ち侘びて居らるるお母様方へ少し入學までに知つて置いて戴きたい、又躰て置いて戴きたい事どもを申し

一期種痘證を準備して四月一日に持参すること、若し紛失の際は市町村役場で再交付を受けておくこと

廣島市社會事業第一回座談會(三)

又一方の考へと致しましては社會大眾が社會事業と云ふもの、眞の理解認識につき憚越ではないと存じますのでございませぬ、之等のことは賢明な皆さん方が充分御承知になつて居ること、存するののでございませぬ、相當識者級と思はれま

質になつたり、神經過敏に陥つたり、又萎縮してしまつたりする事がありませぬから、入學前に以上申し上げた様な諸點を習慣づけたり、治療しておいたりして最良の状態にすることが大切であります、然し無暗に叱りつけて、學校に對する恐怖心を起させたり、先生を「こわい」ものにしてしまつたのではいけません、學校を最も楽しい場所と思はせるやうに指導されることを希望致します

いませぬが社會事業のみは特に社會大眾的に普及徹底致しますることにより眞にその効果が最も合理的に必要な發達を致しますものとして存するものであります、今一つ社會事業の一般的經營状況でございますが、官公營の事業にありましては別でございますが民間私營にありましては全國殆どの團體が資金潤澤のものではなく凡て皆經營難に喘ぎもだへて居る状態に見ゆるのでございませぬ、別して十年前來社會不況の反映と致しまして一般寄附者の増加に反比しまして一般寄附収入の如き漸減の状態であるのでございませぬ、斯くの如き實状は全く世の矛盾不條理と申さなくてはならぬと存じます

をかこち、充分の機能を發揮出來ませぬことは洵に遺憾のことと致しまして不條理な次第でありませぬ、それでございませぬので最後に私共は共同募金運動につきましても一言申し添へて戴くことに致しまして、一八八一年アメリカのデンバールで此の制度が出来まして以來今日では全米大都市に此の運動が毎年一回年中行事として行なはれて居りまして安全に合理的に必要な社會事業が行なはれて居るのでございませぬ、アメリカの社會事業發達は將に世界一の誇名のありませぬと存じます、之は全く共同募金確立の賜でありますことは論を俟たないものでございませぬ、然しアメリカで成功しましたからと此の方法をそのまま我が國に移殖し模倣して必ず我が國の成果を得られるとは考へられぬのであります、我國は文物制度を移入致しまするには餘程々々慎重な考慮を要するものと、常に信じて居ることと致しまして、世の中のことを靜かに眺めますと、どうも今尙西洋かぶれのことが多い併し、所もありませぬのでございませぬ、兎角私共の感心致されぬ様な模倣移入が多い様に見えるのであります、之は洵に遺憾に思つて居るものでございませぬ、擬て此の共同募金制度の如きは私はアメリカよりも寧ろ日本に於ての方が成功するのではないかと考へて居る位でございます、アメリカに於ては古く數十年前來毎年引續き實施致しまして立派に成果を収めて居り

せんが四百五十萬弗が數日を集まるとは洵に驚き入る譯でございませぬ、全く無報酬で御活動下さる隊員が數千人であります、此の戰爭状態でありませぬ、不思議な程委員が勇敢に立働かれますがその委員に上げられる方は全く名譽と心得て居られるのであります、喜び競うて奉仕運動をなさる様になつて居るのでございませぬ、洵に洵に結構な仕組と相成つて居るのでございませぬ、餘り下らないことを申しまして長くなりまして御耳を煩はし恐縮に存じました、只いよ／＼最後に此の募金制度實施後の其の効果成果を一寸箇條的に要項を申して見ますれば

ますことは洵に羨望に堪へませぬ次第でございます、此の制度のみは是非日本に移入致しましては日本は斯業の發達に資し度いとは不肖私しの數十年の宿願でございます

附記 アメリカ：運動の起源は社會事業團體でなく常に限られた有力な寄附者側から起つた事業

赤十字病院建設に伴ふ社員募集状況(六)

Table with columns for names and locations, listing donors and their addresses for the Red Cross Hospital construction.

の組織となつて居るのでございませぬ、此處等が既に根本的に日本には適しないと存じます、何の只今之が組織につきまして具體的の詳述は素より省きますが、之を我國に實施致しまするに先づ根本的組織の建前と致しまして一言要點を申して頂くと致しませぬ

せんが四百五十萬弗が數日を集まるとは洵に驚き入る譯でございませぬ、全く無報酬で御活動下さる隊員が數千人であります、此の戰爭状態でありませぬ、不思議な程委員が勇敢に立働かれますがその委員に上げられる方は全く名譽と心得て居られるのであります、喜び競うて奉仕運動をなさる様になつて居るのでございませぬ、洵に洵に結構な仕組と相成つて居るのでございませぬ、餘り下らないことを申しまして長くなりまして御耳を煩はし恐縮に存じました、只いよ／＼最後に此の募金制度實施後の其の効果成果を一寸箇條的に要項を申して見ますれば

附記 アメリカ：運動の起源は社會事業團體でなく常に限られた有力な寄附者側から起つた事業

廣島縣聯合保護會(帆高壽一氏) アメリカ邊りの一般社會の現在の状態と云ふものと我國とは大分相違があるからと我が國は如何に於いてそれが出来るかどうかがそこに悩むがある様に私共は考へるのですがアメリカ邊のあう云ふ繁華な場所での普通一般のも非常に多いのでございませぬ、さう云ふ方面の關係はどうか云ふ風になつて居りませぬ

Table with columns for names and locations, listing donors and their addresses for the Red Cross Hospital construction.

傳染病患者數月報 (一月卅一日現在)

Table of infectious diseases with columns for disease names (e.g., 赤痢, 疫痢, 腸チフス), patient counts (現患者數, 本年初發, 以來), and hospital admissions (入院).

Table showing the current location of patients (現在患者ノ所在) categorized by hospital type (e.g., 船廣, 船衛, 船其, 船自) and patient count.

戸籍表 (一月分) table showing population statistics including birth (出生), death (死亡), marriage (結婚), and migration (転入/転出) for both local and non-local residents.

戸籍事件表 (一月分) table detailing administrative events such as household registration (戸籍届出), corrections (戸籍訂正), and other legal matters with associated fees.

奮闘的
青年よ

夜 間 商 業

生 徒 募 集

▼働いて
夜學へ

- 普通科 尋常科卒業程度 五十名 (二年修了)
- 本科 高等科卒業程度 百名 (二年卒業)
- 珠算専修科 一般志望者 二百名 (半年修了)
- 簿記専修科 同 前 五十名 (同 前)
- 支那語専修科 同 前 五十名 (同 前)

廣島市立商業専修青年學校

(本川小學校内 電話二〇二六番)

- 申込期日 四月十日迄(願書受付毎日午後三時ヨリ九時迄)
- 授業 毎日午後六時ヨリ九時十分迄
- 入學式 四月十三日午後六時
- 學費 一ヶ月五十錢ノ割

廣島市報

號二十八第

創刊日八月三年一十和昭
行發日十月三年一十和昭
錢金部一價定
錢拾七金部一價定

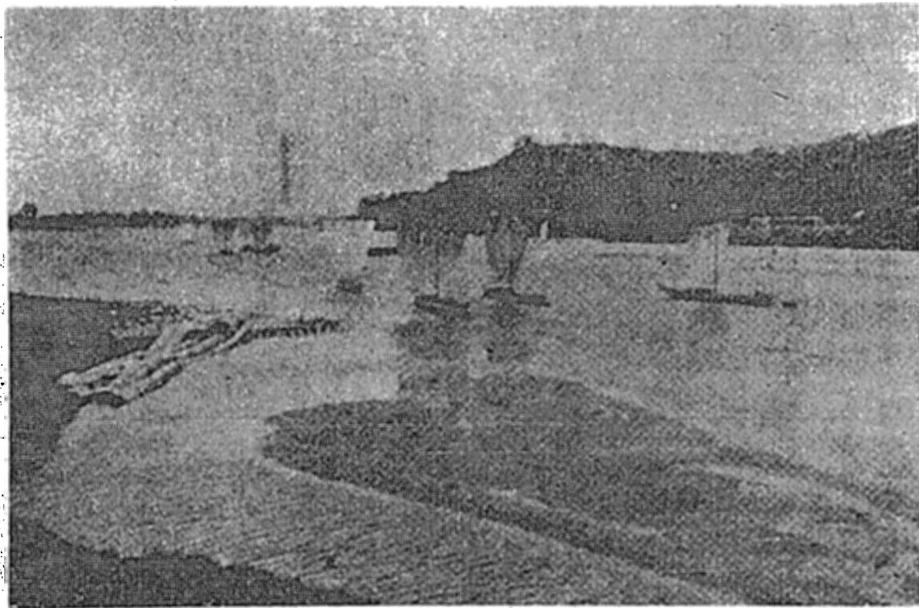
所發市島廣所行發
所發活弟兄田增式株所刷印
地番一目丁七町手大市島廣
地番一目丁七町手大市島廣

野非人追放 天明五年三月、近來諸郡から野非人(乞食)が廣島城下に入り込むもの多く晝夜街路の傍に寝ぬ風儀を察し且火災の憂あるを以て之を捕へ町新開の者の外は全部郡部に追放した

【目次】

- ◇ 太田川……………四七九
- ◇ 告示……………四八〇
- ◇ 彙報……………四八一
- ◇ 公 告……………四八一
- ◇ 縣下四市長會議開催……………四八二
- ◇ 身體的機能及體格と運動能力との關係……………四八三
- ◇ 中等學校受驗兒童健康調査……………四八五
- ◇ 本市教員研究發表會……………四八八
- ◇ 高等小學校の職業指導……………四八九
- ◇ 宇品水上託兒所託兒決定……………四九一
- ◇ 刀刻講習會……………四九二
- ◇ 廣島市社會事業第一回座談會(一)……………四九三
- ◇ 各種統計……………四九三

△本市教員、學童、青年武道會△川崎文相
歡迎會△多雪は豐年の兆? △本邦各種學校
一覽△本市の貝塚△赤十字病院建設に伴ふ
社員募集狀況



(川田太) め眺なかどの

岸邊に訪れた春 太田川

川にはもう、とつくに春は來てゐる、岸邊の色にも、温んだ満潮の水にも、のどかな静かさがはつきりと感ぜられる

夢の様な柔さ——あくまでキメの細かい滋味のある柔さ——太田川の美しさは全く水彩畫的よさにある

四季、朝夕、晴雨それごとく變化がありいつ見てもよいが春は特に美しい

こんな静かな美しい川が街の中を流れて居るのは全國でも稀れでこの點廣島市民は全く恵まれて居ると云つてよい

太田川は陰陽の境にその源を發し其の流域は百二、八方里、流路の延長四三八、五〇〇米であるが水力發電五三、〇三〇馬力、木材の流送年額八〇八、八三六石で交通經濟に寄與する所も甚だ多い

【告示】

●廣島市告示第十五號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

旭町千七百一番地ノ一、千七百五番地、千七百六番地ノ二

及仁保町甲百二十五番地ノ一、甲百二十五番地ノ二

二十五番地ノ一、地先及當該道路維持上必要ナル施設

昭和一十一年二月二十四日

二、工事着手年月日

昭和一十一年二月二十四日

三、負擔區及地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

第一地帯 道路境界線ヨリ十

四メートル

第二地帯 第一地帯ノ外側線

ヨリ十四メートル

四、負擔率

負擔額 總工費ノ四分ノ一

トス

地帯ニ於ケル配分率左ノ如シ

第一地帯 百分ノ八十

第二地帯 百分ノ二十

定ム

昭和一十一年二月二十四日

廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第十六號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

横川町二丁目都市計畫道路既設鋪裝ヨリ打越町中央橋通り

ニ至ル間及鋪裝工事維持上必要ナル區間

昭和一十一年二月二十四日

二、工事着手年月日

昭和一十一年二月二十四日

三、負擔區及地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

道路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

定ム

昭和一十一年二月二十五日

廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第十七號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

都市計畫道路ヨリ舊電車軌道ニ至ル間及鋪裝工事維持上必要ナル區間

昭和一十一年二月二十六日

二、工事着手年月日

昭和一十一年二月二十六日

三、負擔區及地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

第一負擔區 都市計畫道路西側ヨリ御幸通り

既設鋪裝ニ至ル間

第二負擔區 御幸通り既設鋪裝

間

昭和一十一年二月二十六日

廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第十八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

廣島市長 横山金太郎

昭和一十一年二月廿六日

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和一十一年二月廿六日

廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第十九號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

白島東中町五十番地地先ヨリ

同町七十八番地

二地地先ニ至ル間

昭和一十一年二月二十八日

廣島市長 横山金太郎

昭和一十一年二月二十八日

●廣島市告示第二十號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

白島東中町五十番地地先ヨリ

同町七十八番地

二地地先ニ至ル間

昭和一十一年二月二十八日

廣島市長 横山金太郎

昭和一十一年二月二十八日

各市

だより

◇市民自ら交通禍を防ぐ

(東京市)

帝都の交通状態は日に頻

繁の度を加へ昨年中の事故總數

は二萬九千七百三十六件、死亡

者は五百二十六人といふ驚異的

數字を示し主要道路には親知ら

ずの難所さへ少なくないので警

視廳交通課では春の交通事故季

節を控へ積極的運動を起すべく

その対策として従來各署管内に

あつた後援團體即ち自動車業者

から成る「交通事故防止會」自轉

車業者をもつて組織された「交

通安全會」を一齊に解散し六百

萬市民の手によつて新に「交通

事故防止協會」を組織し市民の

積極的な協力によつて交通禍を

防ぐことになつた

一、交通事故防止協會を擴大強

化し管内居住の有力者を會長

とし町會、學校と協力するこ

と

二、管内の交通事故に對して各

署が責任をもつて防止に當る

こと

三、市民が交通道徳に對する關

心を探るためなるべく各町

會に交通部を設けること

であるが同協會の設立に關して

は交通課長から各署長あて既に

重要指示が發せられ、築地、澁

谷、四谷、麹町、高橋、三田、

神樂坂の各署では續々と防止協

會の設立を見、警視廳と協力し

交通事故の調査研究、事故防止

の施設、従業者の訓練及び表彰

兒童の交通誘導講演會、講習會

の開催、パンフレット、ポスター

等の配布等により大々的に交

通道徳の普及宣傳に活躍する由

り

路上から醜い電柱を無くした

ら——とは當局は勿論、市民の

誰でもが考へてゐることだが、

なか／＼實行されたい、ところ

が今度東京市では大塚辻町から

大塚驛まで道路改修を行ひ鋪道

【告示】

●廣島市告示第十五號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

廣島市長 横山金太郎

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

道路改良鋪裝

旭町千七百一番地ノ一、千七百五番地、千七百六番地ノ二

及仁保町甲百二十五番地ノ一、甲百二十五番地ノ二

二十五番地ノ一、地先及當該道路維持上必要ナル施設

昭和一十一年二月二十四日

二、工事着手年月日

昭和一十一年二月二十四日

三、負擔區及地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トス

第一地帯 道路境界線ヨリ十

四メートル

第二地帯 第一地帯ノ外側線

ヨリ十四メートル

四、負擔率

負擔額 總工費ノ四分ノ一

トス

地帯ニ於ケル配分率左ノ如シ

第一地帯 百分ノ八十

第二地帯 百分ノ二十

定ム

昭和一十一年二月二十四日

廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第十六號

子商
四、貸渡期間
自昭和十一年五月三十一日
至昭和十一年五月三十一日
五、入札者心得
(イ)入札者ハ本人タルコト
(ロ)入札希望者ハ入札當日午
前九時迄ニ現ニ營業者タル
ノ證明書ヲ土木部管理課へ
納付スルコト

縣下四市長會議開催

二月二十四日市長公室に於いて

本年度本市に於いて開催の順番
になつてゐた縣下四市長會議は二
月二十四日午前十時半より市長公
室に於いて開催、縣より安岡總務
部長、稻内地方課長、市側より中
野福山市長、奥山尾道市長、藤原
吳市文書課長並に本市より横山市
長以下兩助役、收入役、各部課長



〔提出議題〕
一、縣下四市吏員を以て吏員協會
を組織し吏員の親睦共濟
の途を講ずるの可否(福
山市提出)
可決せられ其の實行方法
に就ては縣廳の指導及び援
助を仰ぎ本市に於いて具體
案を研究することに決定
二、全國市長會議々決事項
は本年の市長會議に於て
再審議し更に諒否を決し
て採るべきものは必ず實
行を計ること(福山市提
出)
從來全國市長會議は議決
事項餘りに多く實現を見る
ものは極めて稀であるから
これ迄の議決事項で實現を
見ないものを此際整理して

〔尾道市提出〕
衆議院議員選挙資格と其の他府
縣市町村會議員選挙資格を同一
にして名簿を一にすれば事務上多大
の手續と経費を削減し得るから
と云ふ理由で提出されたので既に
今日の情勢に於いては議員選挙資
格に差異を設けた理由は解消し府
縣若しくは市町村に六箇月も住居すれ
ば其の公民として選挙権を與へて
然るべきではないかと云ふことに
決し可決
五、府縣會議員選挙に於ける投票
管理者及び其の代理者故障ある
とき之を代理すべき者を事前に
定め得る様規定改正方要望の件

市廳舎新築工事着工

(鹿兒島市)

鹿兒島市廳舎改築はこのほど
工費の起債認可もあり二月十三
日に地鎮祭を執行し既に着工し
たが工費五十五萬餘圓、地下一
階、地上三階、鐵筋コンクリー
ト九州第一の堂々たる設計で明
春三月竣工の豫定である

大根根と船橋を繋ぐ

(千葉縣)

大洪水となつて利根川の堤防
が潰潰したら大東京も五時間
完全に水浸しになることは數理
的に判然として居ることである
が昨秋關東地方を襲つた大暴風
雨で懲り／＼した内務省では利
根川洪水対策委員會を設け利根
川の堤防潰潰から必然的に起る
大東京の水浸し防衛対策を練つ
て居たところ、此の程漸くその
成案が出来上つた
その内容を掻いつまんで見る
に、千葉縣布佐附近に利根川取
入口を設け、そこから手賀沼の
東端、印旛沼の西端を通り一直

九、縣下觀光事業の連絡統制方法
に關し御意見承り度し(廣島市
提出)
縣に於いて近く觀光協會聯盟を
組織し縣下觀光協會の連絡統制を
を仰ぐことに決定

身體的機能及體格と 運動能力との關係

訓導吉岡信夫

三、調査成績(續二)

肺活量と運動能力との關係は第
二表に示す如く、「筋力」を除く他
の運動にありては肺活量の大きに
正比例して各種の運動能力とな
り、前述の呼吸縮張の差との關係
よりも更に顯著なる傾向を示した
之れ肺活量は呼吸能力を最も忠實
に示し、體力測定上重要々素なる
を立證するものと思ふ

第二表 (2)肺活量と運動能力との關係

年齢	検査人員	肺活量		走平均		一軒疾走平均		ボール投		走幅跳		筋力	
		極小同	極大同	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均
十	1000未満	100	200	1:30	1:20	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	1:20	1:10	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	1:10	1:00	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	1:00	0:50	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	0:50	0:40	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	0:40	0:30	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	0:30	0:20	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	0:20	0:10	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十	1000同	100	200	0:10	0:00	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15

年齢	検査人員	肺活量		走平均		一軒疾走平均		ボール投		走幅跳		筋力	
		極小同	極大同	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均
十三	1000未満	100	200	1:45	1:35	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	1:35	1:25	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	1:25	1:15	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	1:15	1:05	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	1:05	0:55	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	0:55	0:45	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	0:45	0:35	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	0:35	0:25	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	0:25	0:15	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十三	1000同	100	200	0:15	0:05	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15

年齢	検査人員	肺活量		走平均		一軒疾走平均		ボール投		走幅跳		筋力	
		極小同	極大同	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均	走平均
十四	1000未満	100	200	1:55	1:45	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	1:45	1:35	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	1:35	1:25	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	1:25	1:15	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	1:15	1:05	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	1:05	0:55	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	0:55	0:45	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	0:45	0:35	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	0:35	0:25	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	0:25	0:15	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15
十四	1000同	100	200	0:15	0:05	100	150	1.0	1.5	1.0	1.5	10	15

線に東京海沿岸の船橋附近に出
る大運河を開鑿するもので工事
費だけで四千萬圓を要する大工
事である
この運河は大洪水時の利根川
水量を完全に放水するだけの大
運河とする必要があるもので河幅
は六十間、深さ一丈、延長は布
佐から船橋まで七里に及ぶもの
である
この運河開鑿によつて搬出さ
れる土砂は船橋から千葉市に至
る海岸一帯の埋立を行ひ約一千
町歩の工業地帯を出現させ更に
運河が手賀沼、印旛沼を通過す
るのでこの二つの沼を完全に干
し上げ兩方で約四千町歩の田畑
を作り上げることになつてゐる
現在海軍では霞ヶ浦航空隊に
は一隻の驅逐艦も常置してない
がこの運河開鑿の曉には横須賀
から船橋經由で運河を廻航させ
て多數の驅逐艦を霞ヶ浦に常置
出来、軍事上の價値増大するば
かりでなく貨物運送から云つて
始と利便のなかつた銚子、東京
間に立派な一つの運送路が出来
上り運河の出現は莫大な價値を
この方面にもたらすことと期待
されて居る、しかも工業地帯は
最小計畫の三百萬坪として坪十
圓とすれば三千萬圓、それに兩
方の沼の埋立で三千町歩、これ
を金額に見積れば工費四千萬圓
ぐらゐは立ちどころに浮くので
大計畫と云はれてゐる

年齢	性別	運動直後脈搏数の観察									
		10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	80分	90分	100分
10歳	男	110	105	100	95	90	85	80	75	70	65
10歳	女	105	100	95	90	85	80	75	70	65	60
10歳	男	115	110	105	100	95	90	85	80	75	70
10歳	女	110	105	100	95	90	85	80	75	70	65
10歳	男	120	115	110	105	100	95	90	85	80	75
10歳	女	115	110	105	100	95	90	85	80	75	70
10歳	男	125	120	115	110	105	100	95	90	85	80
10歳	女	120	115	110	105	100	95	90	85	80	75
10歳	男	130	125	120	115	110	105	100	95	90	85
10歳	女	125	120	115	110	105	100	95	90	85	80

年齢	性別	血圧と運動能力との関係									
		10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	80分	90分	100分
10歳	男	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35	70/30	65/25
10歳	女	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35	70/30	65/25	60/20
10歳	男	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35	70/30
10歳	女	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35	70/30	65/25
10歳	男	120/80	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35
10歳	女	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35	70/30
10歳	男	125/85	120/80	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40
10歳	女	120/80	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40	75/35
10歳	男	130/90	125/85	120/80	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45
10歳	女	125/85	120/80	115/75	110/70	105/65	100/60	95/55	90/50	85/45	80/40

本市教員、青年、武道大會

廣島市教育會、廣島市聯合青年團主催、廣島縣柔剣道有段者會後援の、廣島市教員、學童、青年武道大會は、二月二十九日午後一時半から廣島武徳殿で開催された。

出場選手は教員約百名、學童約五十名、青年百餘名といふ盛況、市からは中邑教育部長をはじめ三宅社會教育課長、中井、片岡市視學、吉田本會主事その他係員、關係者來賓など百名列席、一同神前敬禮、東方遙拜、國歌合唱をなし、中邑教育部長の開會の辭の後、演武は開始せられた。

個人試合に對抗試合に、各選手は何れも思つまる白熱戦を演じ、結局、教員の剣道は、東軍西軍何れも十二點の同點となつたため兩軍の大將同志の一騎打によつて決することになつた、(東軍)白鳥校、貴志選手、西軍(大手町校)柿川選手は何れも自軍を代表して、龍虎相搏つ熱戦をなし遂に貴志選手の勝となり、凱歌は東軍に擧つた。

柔道は、六對四をもつて東軍堂々快勝し、萬丈の氣を吐いた。

かくて榮ある優勝旗は、柔道剣道共に東軍側の手に歸し、別に個人試合に於ける技術優秀者には賞品及賞狀の授與があつた、受賞者別記の通り

學童は個人試合にて勝負を争

中等學校受験兒童健康調査

廣島市醫 歌島キヨ

近時小學校兒童に於ける中等學校入學準備教育の兒童健康に及ぼす影響に付き識者間に論議せられ其の發育期に於ける兒童の身體に及ぼす障礙の大なることを惧れ種々緩和策の講じられつゝあるの時に當り準備教育が果して如何なる程度の障礙を兒童の身體に及ぼすものなるやを知らんと欲し昭和十年一月に於ける受験組及非受験組男女兒童體重比較、昭和十年一月より三月に至る三ヶ月間に於ける前記兒童の體重變動、受験兒童の各入學學校別、各月體重差、受験及非受験兒童病氣缺席日數等を調査して其の健康状態を觀察せり、試験前三ヶ月を選べるは此の時期に於ける受験兒童は精神緊張最も甚しく従つて身體的影響も亦甚大なるべきを以てなり

調査人員 廣島市、廣瀬、大手の八小學校

調査學校 廣島市、廣瀬、千田、皆實、比治山、廣瀬、大手の八小學校

受験組 男 四〇六名 女 三二二名

非受験組 男 三三九名 女 三〇四名

但し調査人員は缺席の爲め三月に於ける調査には若干名の減少あり體重測定方法は各校共毎月一回とし其の期日は各月共日曜等の爲め正確には一致せざるも略々同一日を選び前月二十日なれば次月も二

十日を測定日と定む、測定時刻も成る可く毎回同時刻を選び授業の關係上多くは午後二時乃至三時を測定時間とせり、體重は一日間に於いても相當範圍の動搖を來すものにして最も關係の大なるものは攝食と身體運動なり、而して體重増加の因子は攝食にして減少の因子は生理的には身體運動なるを以て之等に就いては特に注意を拂ひ、亦排尿、排便は前以て之を行はしむ、着衣は薄きパンツ一枚とし、體重計は秤桿式、自動式の二種なるも使用前豫め検査し置き其の正確を期す

【一表】 受験及非受験兒童體重比較表

兒童の種類	體重平均	標準偏差	最大頻數	最大體重	最小體重
受験男	三三・八kg	四・八	三三・〇kg	五二・〇kg	三三・〇kg
非受験男	三三・四	四・二	三三・一	五一・八	三三・一
受験女	三三・七	四・四	三三・八	五一・九	三三・三
非受験女	三三・〇	四・九	三三・八	五一・九	三三・三

【二表】 受験及非受験兒童各月體重増加人員百分率

兒童の種類	増加	減少
受験男	六七・五%	三三・五%
非受験男	七五・〇%	二五・〇%
受験女	六六・五%	三三・五%
非受験女	六六・五%	三三・五%

三kg非受験組平均體重三三・〇kgにして前者に比し〇・七kg小なり、標準偏差四・九最大體重五一・九kg最小體重二二・二kgなり

以上に因りて見れば受験組兒童は男女共非受験組兒童に比し平均體重大なり、而して女兒童は男兒童よりも體重大なり

受験及非受験兒童各自體重増加人員百分率

受験及非受験組各月體重増加人員は第二表に於ける如く二月は前者の増加人員は六七・五%後者は七五・五%、三月は前者六三・五%後者は六八・五%にして受験組の増加人員は非受験組に比し少數なり

女子受験組は二月は増加人員六八・五%非受験組六九・〇%にして前者稍々劣れるも三月に於いては前者の増加率著しく良好とな

にして受験組は殆んど倍近くの多數を示す、一ヶ月減少一ヶ月不變なるもの前者に於いて五・四二%後者二・七四%之亦受験組に於いて二倍の多きを示す、二ヶ月共體重増減なきもの前者三・二%後者〇・九二%にして受験組に於いて三倍の多きを見る、女兒受験組は二ヶ月連續體重減少者二・一七%非受験組六・六一%にして後者に於いて三倍強の數を示す、一ヶ月減少一ヶ月増減なきもの前者四・一〇%後者三・〇四%にして受験組に於いて稍々多し、二ヶ月共増減なきもの前者〇・五五%後者一・一%にして非受験組に於いて倍數を示す、

男女を比較するに二ヶ月連續體重減少者は非受験組女子に於いて最も多く、次は受験組男子にして最も少きは受験組女兒なり、一ヶ月減少一ヶ月増減なきものは受験組男兒最も多く次に受験組女兒、最も少きは非受験組男兒なり、二ヶ月共體重不變者は受験組男兒に



技術優秀者

柔道教員 松本 春三(市商)

沖谷 景三(宇品)

高石 雪(草津)

(五人掛優勝)

宇都宮浩行(一高)

青年

外

一等 田川 健三(廣瀬)

二等 鼻岡 義正(三條)

四八五

四八四

四八五

四八四

四八五

【3表】 受験、非受験児童體重二ヶ月連続減少、不變、減少と不變者

種別	人員	人員%	二ヶ月共減少	人員	人員%	一ヶ月不變	人員	人員%	二ヶ月共不變
受験男	16	4.45		3	5.45		3	5.45	
受験女	8	2.22		9	2.74		3	5.45	
非受験男	26	7.22		15	4.17		10	2.78	
非受験女	16	4.45		10	2.78		10	2.78	

百分比は各児童に對するものなり

【4表】 一、三月受験及非受験児童病氣調査表

人員及日數	實人員	平均日數	最大日數	最大日數
受験男	16	3.17	5	3
受験女	8	2.5	5	3
非受験男	26	2.5	5	3
非受験女	16	2.5	5	3

【5表】 各月體重増減表

月	受験組	非受験組	受験組	非受験組
二月	11	11	11	11
三月	11	11	11	11

商人入學者の體重増加率最も大にして〇・四五を示す、三月に於いては人員少數なるも附中入學者増加率最も大にして一中入學者之に次ぐ、女子は第七表に示す如く二月に於いては市女入學者の體重増加率最も良好にして、不合格組の増加率最も不良なり、三月に於いては前記の如く體重増加率一般に良

好なるも殊に廣女入學者の増加率大にして〇・九二を示す

【6表】 入學々校別體重増減表

校名	一二月	二三月
附一二修縣市山崇修落	0.32	0.8
中中中商商陽中夜	0.21	0.49
附一二修縣市山崇	0.09	0.25
中中中商商陽中	0.35	0.30
附一二修縣市山崇修落	0.33	0.23
中中中商商陽中	0.45	0.14
附一二修縣市山崇	0.28	0.25
中中中商商陽中	0.21	0.36
附一二修縣市山崇修落	0.30	0.24
中中中商商陽中	0.34	0.24

【7表】 入學々校別體重増減表

校名	一月二月	二月三月
縣市山廣進商落	0.28	0.023
縣市山廣進商	0.35	0.49
縣市山廣進商	0.24	0.52
縣市山廣進商	0.31	0.53
縣市山廣進商	0.34	0.92
縣市山廣進商	0.23	0.52
縣市山廣進商	0.23	0.37
縣市山廣進商	0.49	0.49

受験及非受験児童各月體重増加率を比較するに非受験女子に於いては缺席人員は多からざるも健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験及非受験児童各月體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験及非受験児童各月體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

受験児童の體重増加率を比較するに、之を第二表體重増加人員表及第三表體重二ヶ月連続減少人員表と對照するに他群團に比し最も健康状態の不良なるを思はしむる病氣は却つて其の治癒日數を長引かし従つて缺席日數の選延を來すものならん

多雪は豐年の兆

今年は今冬雪の多い年であつたが、多雪は豐年の兆といふ古來の云ひ傳へにより今年の豊作を豫想して居る人もかなりあるが、果して多雪は豐年の兆か之に就いて故稻垣乙丙博士の明治二十一年より同三十八年に至る十八年間の東北六縣の面白い統計がある

種類 回数

大豊作 二

豊作 四

上作 一

小作 一

平作 一

下作 一

凶作 一

小計下作以下 八

小計 四

この統計によつて見ると、以上の成果の割合は多雪の年には41對17、少雪の年には52對17、多雪の方がよ

川崎卓吉閣下が去る二月十九日より四日間が廣島縣下を訪はれたのを機會に、我が廣島市教育會は、本縣教育會と聯合主催のもとに、その歡迎會を廣島縣教育會館講堂に於いて開催し、同氏の就任祝賀の意を表するとともに前途を祝福した。

四月の曆

(行事)

一日 各學校學年始

三日 神武天皇祭

五日 清明節

八日 釋尊降誕祭

十一日 昭憲皇太后御例祭

廿九日 天長節、觀兵式

三十日 靖國神社祭(廿九日より三日間)

(稅期)

地租附加稅前半年 三十日限

特別地稅附加稅前半年 三十日限

都市計畫稅地租前半年 三十日限

青年

一等 木下 茂(大手)

二等 宮本 立太(大手)

三等 福山 巖(大手)

三等 佐伯 善造(中島)

〇初、二段

一等 安村 照雄(三篠)

二等 中本 照市(神崎)

〇三四段

一等 米本 孝一(廣瀬)

劍道 教員 貴志 敏雄(白鳥)

松本 高尙(天滿)

湯淺 要(仁保)

學童 西村 正夫(白鳥)

大和 正一(一高)

最も大にして非受験組男子最も小なり
 受験及非受験組各月體重増加量は受験組男子に於いては非受験組男子に比し二、三月共其の増加量小なり、女子受験組は二月に於いては非受験組に比し増加量少きも三月に於いては著しく良好となり非受験組に比し二倍以上の増加量を得るものとする

各人々校別體重増加量は男子二月は市商入學者最も多く、三月に於いては附申入學者最も多く、一中入學者次に次ぐ、女子は二月に於いては市商入學者増加量最も多

く、不合格者最も少し、三月に於いては山中入學者最も良好なり以上を通過するに男子受験組は非受験組に比し平均體重は多きも二、三月に於ける體重増加率は不良なり

女子受験組は一時は非受験組に比し體重増加率不良なるも受験後は速かに回復し倍舊の健康状態を獲得するものとする

女子非受験組は連體體重減少者の多き亦病氣缺席者の多敷なる等を推察すれば其の健康状態は總括的には良好ならざるものと認む

本市教員研究發表會

全市を四班に分け

第一第三班は二月廿七日
 第二第四班は三月五日 開催

本市では毎年一回小學校教員研究會を開催し、教員の研究を發表せしめ教員の研究心を助長すると共に一般教員の教授上の参考たらしめ非常な効果を擧げてゐるが本年は全市を地域により四班に分け三月二十七日は第一班(於荒神校)第三班(於中島校)三月五日は第二班(於竹屋校)第四班(於天満校)に分けて中島教育部長、中井、片岡兩視學の臨席のもと午後一時より開會、各班とも夫々二百名以上の教員列席、左記題目の有益なる研究の發表あり、同四時半盛會裡に散會した

〔研究發表事項〕

第一班
 高等小學校に於ける公民教育 一高校 西尾 靜夫
 唱歌教授に於ける拍節法 白鳥校 正岡 榮吉
 我が校の學校放送に就いて 段原校 石松 敏雄
 廢物利用と手工教育 牛田校 二井 茂
 裁縫科の色彩指導に就いて 比治山校 池田 政子
 尋五國史のはいり方に就いて 荒神校 渡邊 昇
 私の書方指導 青崎校 陰山 陸子

上席訓導會は

男子は二月二十九日
 女子は三月四日開催

男子上席訓導會は二月十九日午後一時から中島教育部長、三宅社會教育課長、中井、片岡兩視學臨席のもとに廣瀨小學校に於いて開催、午後一時から二時迄は授業參觀、二時から岸廣瀨校長の學校經營談あり、同二時半より協議に入り適切な社會教育の方法に就いて協議

女子上席訓導會は二月十九日午後一時から中島教育部長、三宅社會教育課長、中井、片岡兩視學臨席のもとに廣瀨小學校に於いて開催、午後一時から二時迄は授業參觀、二時から岸廣瀨校長の學校經營談あり、同二時半より協議に入り適切な社會教育の方法に就いて協議

いことは明かであるが僅少な差を以つて多雪即ち豊年と断定することは早計であると稻垣博士は述べてゐる

本邦各種學校數一覽

幼稚園	一、七六校
小學校	三、六七校
師範學校	一〇三校
高等師範學校	四校
臨時教員養成所(各種)	五校
中學校	五九校
高等女學校	七二校
實科高等女學校	八二校
高等學校	三校
專門學校	二六校
實業專門學校	五校
實業學校(甲)	八三校
實業學校(乙)	三三校
盲聾學校	二七校
各種學校	一、九七校

(昭和八年度帝國統計年鑑)



高等小學校の職業指導

第二高小校 椋 勝 海

一、緒論
 近時職業指導といふことが教育上重要視され、小學校に於いても眞剣に研究されて、愈々その効果を擧げてゐることは誠に喜ぶべきことである

抑々吾人は職業を通じて個性を發揮し、人格を實現して自己の生活を営むと共に國家社會の發展幸福の爲めに盡し、文化の開發に貢獻してゐるのである

學校に學ぶ兒童を教育して、滑りに社會へ當嵌まるやう指導して行くこと、此の教育の社會化といふことが職業指導だと思ふ

二、高小教育と職業指導
 我が國に於ける尋常科卒業兒童數は毎年約三十萬人、その内約七十萬人が高等小學校に入學しその八十％は卒業後直に實社會に活躍するものであると聞く

之を我が廣島市に徴するに昨年度の尋常科卒業生は約六千人、内五百人は卒業後直に社會に出

年度	事項	卒業生(計)	進學(計)	就職(計)
昭和七年度	男	1,100	1,100	1,100
昭和七年度	女	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	男	1,100	1,100	1,100
昭和八年度	女	1,100	1,100	1,100
昭和九年度	男	1,100	1,100	1,100
昭和九年度	女	1,100	1,100	1,100
昭和十年度	男	1,100	1,100	1,100
昭和十年度	女	1,100	1,100	1,100
合計	男	11,000	11,000	11,000
合計	女	11,000	11,000	11,000

家庭メモ

牛乳の見分け方

牛乳はたゞ見ただけでは良否が判りませんから、時々コップに水を入れて、その中に二三滴落して見るがよく、そうしますと薄いものや澱粉の混つたものは、すぐ水に溶けて白く濁りますし、脂肪のあつた濃い牛乳は水に溶けず沈んで行きます

洋服のえりあかの除き方
 普通洋服の襟垢を除く場合には布に揮發油をつけて拭きますが、これでは表面の垢だけは除かれても少し中にある垢返すうちには、そこだけ變色して見苦しくなります、それには揮發油を霧吹きで吹きかけ、その上へ白い布を當て、軽くアイロンをかけますと垢は中へしみ込まないで白い布について除けます

本市の貝塚

石器時代の遺跡の一つで、之は食用に供した貝殻を一定所に堆くするまで捨てた場所をいふ此中からは往々獸骨及石器、骨器、土器等の人工品が発見せられ、古代生物並に古代民族の研究に資するところが多い

一、應募資格
大正十年四月二日ヨリ大正十一年四月一日
マデノ出生者テ他ノ學校ニ在學シナイ青年

一、申込期日
昭和十一年三月三十一日

一、入學手續
願書用紙ハ市立小學校内各青年學校ニ在リ
(詳細ハ最寄ノ小學校ニ問合セノコト)

一、入學期日
昭和十一年四月一日

生徒募集

一、開校日時
主トシテ夜間 毎週二回

一、學校ノ目的
心身鍛練、徳性涵養並ニ
職業及實生活上ノ知能向上

一、授業料要セズ

廣 島 市 立 青 年 學 校

廣島市報

號三十八第

創刊日三十二月三年一十和昭
行發日五十二月三年一十和昭
資本金 部一 價定
錢拾七金 年一
所 役 市 島 廣 所 行 發
人 行 發
所 販 活 弟 兄 田 地 株 所 刷 印
社 會 大 市 島 廣
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣

本川橋は 天正年中に猫屋町の豪商猫屋九郎右衛門兼鎮が私財を出して架設し因つて猫屋橋と稱したのであるが其の後太田川本流に架したるがため本川橋と改稱したものである。

【目次】

- ◇ 告 示……………四九六
- ◇ 陸軍記念日祭……………四九八
- ◇ 沿岸漁場調整指導講習會……………四九八
- ◇ 身體的機能及體格と運動能力との關係……………四九八
- ◇ 漁業組合規約例解説……………五〇一
- ◇ 融和事業デ……………五〇三
- ◇ 結核豫防週間を前にして……………五〇三
- ◇ 本市社會事業第一回座談會……………五〇三
- ◇ 診療所事業成績……………五〇五
- ◇ 上水道水質検査成績……………五〇五
- ◇ 託児事業成績……………五〇六
- ◇ 中央職業紹介所事業成績……………五〇六
- ◇ 傳染病患者數月報……………五〇七
- ◇ 戸籍表……………五〇八

△本市の金融△運進見學級に對する指導上の留意點△組合功勞者に記念品贈呈△寄留事件表△廣島港出入船舶數並乗降客員數表△戸籍事件表



會談懇の後式業卒

第三回花嫁學校卒業式

竹屋校で盛大に舉行

社會事業婦人會生活改善部の經營にかゝる花嫁學校の第三回卒業式は登市會議員、大内秀山氏、緒方ハナ女史、新田行太氏等講師、役員二十數名列席のもとに三月十五日午後一時から竹屋小學校で舉行。定刻早速副會長開會の辭を述べ國歌齊唱、學事報告のち監理上川社會課長より卒業生(十七名)並修業者(二十六名)に卒業證書或は修業證書の授與あり更に上川社會課長の告辭、登市會議員、濱田竹屋小學校長の祝辭(林主席訓導代讀)卒業生代表中村繁子氏の答辭あつて閉式。

引續き懇談會に移つたが講師役員諸氏の極めて有益なる經驗談等あり盛會裡に同三時半散會した。

なほ當日生徒の手になる廢物利用の染色、生花、書、菓子等の作品二百點の展覽會を開催したがその見事な出來榮に一同を驚歎せしめた。

【告示】

廣島市告示甲第二四號
道路工事受益者負擔規程第十三條
昭和一十一年三月六日
廣島市長 横山金太郎

廣島市告示甲第二八號

道路工事受益者負擔規程第十三條
昭和一十一年三月十一日
廣島市長 横山金太郎

◆本市の金融

金融資本の力が都市の成育に
多大の寄與を爲すことは今更言
を俟ないところであるが本市の

◆運進中心學級に對する指導上の留意點

廣瀬小學校 後藤琢三
こゝに云ふ運進中心學級とは所謂劣等組と呼ばれる同情すべき組のことであり、私は過去四年間からした組を連續

春は郊外に
託兒達大よろこび
終日天國に遊ぶ

例年になく永がくつゞく寒さに
暖かな春の陽ざしがしきりに偲ば
れるのであるが、野は既に春ら
しく柳は芽ぐみ梅は綻び春淺いと

二、工事着手年月日
昭和十一年三月十二日
三、負擔區及地帯
廣島市告示甲第三〇號
本年度廣島縣第五廣島市徵兵區ニ於ケル徵兵署ヲ本市立町眞宗

遙につづく淺黃の牧場、青い空
明るい光
開け放たれた子等の心は大氣の
中にのび／＼と伸びてゆく

第三十一回

陸軍記念日祭

招魂社で盛大に舉行

第三十一回陸軍記念日祭は市外十六國體代表シ恭シク官祭
か十六國體主催縣、師團、陸軍運
輸部の後援のもとに三月十日午前
十時から西練兵場招魂社に於いて
齋藤嚴島宮司を齋主として盛大に
執行せられた

ノ神ト仰ガルソノ偉勳ヤ千載青史
ヲ照ラシテ赫灼タリ現下皇國ノ情
勢ヲ察スルニ内外ノ時局極メテ重
大ナリコノ時ニ方リ適々陸軍記念
日ヲ迎へ感慨措クハザルモノア
リ茲ニ吾等爾々國民精神ヲ振作シ

沿岸漁場調整指導講習會開催

三月十三日公會堂に於て

本市産業部殖産課では漁業者の
幸福と漁業振興に資する爲め農林
省技師野村實一氏を講師として三
月三日午前十時市公會堂に於い
て沿岸漁場調整指導講習會を開
催、受講者は市内十一漁業組合の
組合長及び其の他の役員約百名
であつたが來賓として安田縣水産
課長、丹治縣水産試験場長、湯谷縣
農林主事等多数の臨席があつた。



ける子供、骨惜しみしないでコ
ツ／＼とよく働く子供、正直な
几帳面な子供、優しい子供、正直
に努力し、微弱ながらも誓つて
皇國の礎石たり得る一人々々の
育成に精進いたすことを念じつ
ゝあるものであります。

留意點

1、私の指導態度の中心
かゝる兒童に對する指導上の
態度として中心的なものとして
ある一二に就いて申します。先
づ第一にかの有名な中江藤樹先
生が愚鈍なる大野了佐に對して
取られた態度を窺ひ、その一片
でもよい受けとりたと思つて
をります。即ち先生が彼に僅か
二三句を授けらるゝに二百遍實
に六時間を要され、少時の後讀
ませられたのにもう忘れてしま
つてゐる、又百遍ばかりにして
漸く記憶したとあります。天下
の英才を集めて之を教育する事
は、快中の快事でありませう、
にも係らずこの愚魯鈍根のため
に全精力を盡くしてしまつたと
迄申されてゐるこの事實の前に
私の探らねばならぬ白道が明瞭
に示されてゐます。じく／＼と
迫つてゆくこの態度こそ心のど
ん底に深く刻み込まねばならぬ
ものであり、特に私の組の如き
におきましてはこの態度の一片
鱗でもよいそのものより外に何
物をも以てする事の無い事を實
感いたしました。要するに先
づ第一歩より根強くあさまじい
功利的な不純なものに囚れる事
無く子供の爲に我々の全精力を

身體的機能及體格と
運動能力との關係

訓導 吉岡信夫

三、調査成績(續三)
7、身長と運動能力との關係
身長が長短が諸運動の能力に重
大なる關係を有するは萬人の等し
く認むる所にして本調査に依つて
此の關係を見るとき五十米疾走、
一杆疾走、ボール投、走幅跳共に

身體と運動能力との關係
第八表
検査 平均疾走 一杆疾走
人員 走平均 走平均
タイム タイム

Table with columns for age (年齢), height (身長), and various physical metrics like walking speed (走平均), pole throw (一杆投), and jumping (走幅跳).

8、體重と運動能力との關係
體重の大小は全身筋肉の發育及
び胸體の幅員の發育並に之に基
肺、心臓等の發育の良否と密接な
關係を有し、體重が身體的作業能

本調査に於いては十三歳、十四歳
共四十五冠以上の者は特に作業能
力良好である

第九表 體重と運動能力との關係

Table showing the relationship between weight and physical performance metrics for different age groups.

第十表 「體重とボルンハルト式理想體重の差」
と運動能力との關係
計算された理想體重と各自の
有する體重との差を求め、之が運
筋力大なるを認む

Table with columns for age (歳), chest circumference (胸圍), and physical measurements. Rows include '平均理想體重' and '平均理想體重との差'.

第十一表 胸圍と運動能力との關係

Table with columns for age (歳), chest circumference (胸圍), and physical measurements like '走平均タイム' and '歩平均タイム'.

余は高等科児童の體力向上に、體育の目的達成の觀念に基き、特に満十三及び十四歳の者の體格並に身體的機能と運動能力との關係を統計的に探究し、而して體育指導者に對する指導、取扱ひ上種々の資料を提供し、且つ児童に對する自覺を涵養するの結果を得んと企てた、同時にその成績をして體育並にスポーツ衛生に貢獻せんと希望し、最近二ヶ年研究し來つた成績を報告することにした、今其の概要を總括するに左の如くである

- 一、五十米疾走に對して正比例する身體的機能及び體格
二、呼吸縮張の差
三、比肺活量
四、血圧
五、握力
六、握力(屈臂回數)に對して正比例する身體機能及び體格
七、胸圍
八、胸圍
九、胸圍
十、胸圍

ものだと深く考へてゐます、父の嚴然とした理に徹する反面に情愛あふる母の一面が多分に兼ねねばなりません。今それを一齊指導と個人指導の上から考へて一齊指導は父の立場を多分に持ち個人指導は母の役割を多分に含むものであると考へてをります。故に一齊指導におきましてはあく迄も嚴然たる態度をもつて理をもつて理に徹する迄一般的な之を行ひ個人指導は暖い情をきつて彼等の友達となり味方となつてどこ迄も個人につきひたり共に考へ共に反省する態度で懇々と諭し決して教鞭を以て臨んではなりません。一齊指導にはあまり關心を用ひないことがありましたが、父有つて母無き家庭の如く偏したものであり、児童と教師の對立意識は益々その度を加へておきまして父有つて母なき淋しい指導に終りました際は救はるべき児童を救ひ得なかつた事のありました事を今更後悔いたしてゐます

漁業組合規約例解説 (六)

第二十八條 組合員事業年度ノ終ニ於テ脱退セントスルトキハ其ノ事業年度ノ終ヨリ少クモ六ヶ月前ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ本組合ニ申出ズベシ
前項ノ場合ニ在リテハ事業年度ノ終ニ於テ組合員名簿ノ記載ヲ抹消シ且脱退ノ年月日ヲ記入スルモノトス
漁業組合令第四十八條には「組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得」とあるから、事業年度の終例へば曆年に依るものは十二月三十一日に脱退を申出づれば脱退することが出来るわけであるけれども組合としては成るべく早く知つて置かねば来る事業年度の事業經營上の都合もあるから、之を六ヶ月前に豫告させることにしたのである、併し組合の都合で三ヶ月前でもよければそれにしてもよいのである
第二十九條 組合員其ノ資格ヲ喪失シタルキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ本組合ニ届出ツベシ
本組合組合員タル資格ヲ喪失シタル者アルコトヲ知りタルトキハ其ノ事由ヲ明示シタル書面ヲ以テ其ノ旨ヲ本人ニ通知スルモノトス
組合員組合員タル資格ヲ喪失シ又ハ死亡シタルトキハ本組合ハ組合員名簿ノ記載ヲ抹消シ且資格喪失又ハ死亡ノ年月日ヲ記入スルモノトス

前項ノ規定ハ組合員ノ死亡ニ因リ家督相續開始シタル場合ニ於テ組合員名簿ニ記載セラレタル家督相續人相續ノ開始アリタルコトヲ知りタル日ヨリ三月以内ニ組合員ト爲ラザル旨ノ意思表示ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用スルモノトス
漁業組合令第四十八條には「組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得」とあるから、事業年度の終例へば曆年に依るものは十二月三十一日に脱退を申出づれば脱退することが出来るわけであるけれども組合としては成るべく早く知つて置かねば来る事業年度の事業經營上の都合もあるから、之を六ヶ月前に豫告させることにしたのである、併し組合の都合で三ヶ月前でもよければそれにしてもよいのである
第三十條 組合員脱退シタル場合ニ於テ拂戻スベキ持分ノ額ハ其ノ拂戻出資額ニ止ムルモノトス但シ除名ニ因ル場合ニ在リテハ其ノ拂戻出資額ノ半額ニ止ムルモノトス

組合員の持分は、規約第十一條に依り出資金に對しては出資額に應じて算定し、其の他の財産に對しては、組合解散の場合に限り算定し其の割合は平等であるから組合員が脱退すれば出資金に對する持分だけを拂戻することが出来るのである、即ち一口三十圓の出資があれば別段の定めなければ三十圓まで拂戻を受けることができるわけである、けれどもそれは脱退者は未だ拂戻しない出資金まで拂戻を受けることとなつて不都合であるから脱退の場合には、其の者の拂戻出資額以上に拂戻を許さないものである、尙除名の場合には單なる脱退と違つて組合に對して迷惑を掛けて居るのであるから、拂戻出資額の半額を拂戻するのである、而して其の残りの持分(半額)は規約第十七條に依り之を準備金に組入るのである
第四章 役員
第三十一條 本組合ニ理事何名監事何名ヲ置ク
理事ハ組合員互選ス
理事と監事の數は組合の事情に應じ組合員の數と事業の分量とを參照して適當に定むべき譯であるが、通常は理事三名監事二名か、理事五名監事三名位の組合が多いやうである
唯此の場合に注意すべきことは理事の數は、一、三、五、七と言ふやうに、奇數に定めねばならぬことである、之れ理事數人あるときは組合の事務は理事の過半数に依つて定めねばならぬからである、監事に付ては偶數でも構はぬのである、之れ監事は各自獨立の

権限で監督することが出来るからである、組合長は理事の互選に依つて定める、此の場合に互選できなければ組合長を置かないばかりである
第三十二條 組合長ハ組合ヲ代表ス組合長事務アルトキハ理事ノ協議ニ依リ其ノ一人之ニ代ル組合員一人の名義で外部に發表し組合長一人の名義で外部に發することを爲に外部から受入れることを指すのである、例へば組合長の名で總會又は總代會招集の通知を發するとか、組合長宛に加入申込を受ける如きを言ふのである
第三十三條 理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ一年トス但シ任期満了後ト雖モ後任者ノ一人就任スル迄仍在任スルモノトス
前項ノ任期ハ選任ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス
補缺選任ニ依リ就任シタル理事及監事ハ前任者ノ任期ヲ承繼ス
理事の任期と監事の任期を喰違はしたのと同任期であれば理事と監事とは慣れ合ひで悪いことをしないとも限らぬからである、監事の任期を理事の任期より短くしたのも同様の趣旨に外ならぬのである
第一項但書を置いたのは役員を任期満了に先だちて豫選すること許さぬから任期満了後後任者の就任する迄の間役員を缺くこととなり、組合事務の執行及監督を荒廢するからである。「仍在任スル」とあるのは任期の延長と見たのである
任期を選任の日より起算することとしたのは、可成同一時期に任

でありますが今こゝに於いては他の部分のみについて述べておきます
○一齊指導
一齊指導を行ふ機會として大體次のときを狙つてをります。一、朝の時間二、下校前に於ける時三、學校行事と關聯して得らるる機會四、偶發的な機會であります
第一の朝の時間はその日授業の最初の少時間をこれに當て其の際に於いて次の事を永續的に循環的に行つてゆきます
第一に児童各自に生活の反省をなさせしめ生活の自覺を促します
第二に職員朝會の際児童看護當番の反省中に生活指導上重要な事項のありました際これを指示し反省させます
第三に學校長朝會訓話中より生活指導上關係あるものを採り自己の生活に反省すべき部分はないか又それを如何に具現してゆくかの方法を共に追究してゆきます
第四に私の児童監視中より得ましたものに就いて發表指導いたします。この發表事項を児童の生活中より採り上げますとき又その指導に當りますとき次の注意をはらひます
(第1)にもすれば悪い事となり上げ易い傾向のある點に留意しよ行為の發見に努めることであり、しかもこの行為は子供が平氣でやつてゐる事がよい行為であるやうなものを探り

期が満了するやうに努めた譯である、例へば組合員外より理事を選

本市では

融和事業委員会を開催

三月十四日は融和事業デーとして全国

一齊に事業の主旨宣傳が行はれるが本市では午後一時から中央職業

結核豫防週間と前にして

市立畑賀病院長 天野 勳

結核の豫防撲滅が國策として喧しく唱へられてゐるのはどういふ

から、ざつと百二十萬餘で實際はもつと國民の間に浸潤して居

は半分又は三分の一に減少して居ります、之は單に國家から見て人

の發生は結核菌が體內に浸入して起るものであるが然し感染しても

上げ純な氣持で發表してやります。子供は眞剣に聴き入ります

元來抵抗力の低下すると云ふのは生れつきさういふ素質の人もある

るが之等は國民の心身過勞と一般に食料の缺乏を訴へて榮養不良と

でありませんが看護者は先づ多くは看護に不馴でそれに親身の病氣と

市民館がある、その脇にオーホウ館の託児所があります、と云ふ風

に注意いたします。かうした點に意をはらひ生活

廣島市社會事業第一回座談會(四)

以上は消極的衛生に就いて申しましたので、

宇品學園長(伊藤勉介氏) 先程社會事業の分布問題がございました

と同じ様な事業團が相反目して居ると云ふ様なことで社會事業家と

市當局府會議員市會議員實際社會事業家と云ふ様なものがメンバー

に求むべき頼母しいものであると思ひますけれども現に一ヶ年

診療所事業成績 (二月分)

Table showing medical clinic performance by department (Internal, External, Pediatrics, etc.) and patient counts (Male/Female).

上水道水質検査成績 (二月分)

Table showing tap water quality inspection results for various locations (Atsuta, Shioya, etc.) including temperature, pH, and turbidity.

メンバーに這入れられて出来た... 田さん(岡太學氏) 無料宿泊所の下...

やないか、斯う云ふことを云はれ... 彼處は課長の掃溜めの様なもので...

午後十二時十分休憩... 座長(岡太學氏) 只今より午前中...

事によつて根強く努力... 吾々の指導は結核一人一人に...

傳染病患者數月報 (二月二十九日現在)

Table of infectious diseases with columns for disease name, patient count, and treatment status.

Table of hospital admissions with columns for hospital type, location, and patient count.

Textual report discussing child education and family guidance, mentioning school activities and parental involvement.

託兒事業成績 (二月分)

Table of orphanage performance with columns for facility name, gender, and staff numbers.

中央職業紹介所事業成績 (二月分)

Table of central job introduction office performance with columns for industry, job seekers, and employment.

手續簡單 紹介無料 求人、求職の方は

事務員

店員

女中

家政婦

看護婦

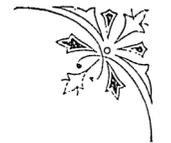
職工

給仕

掃除夫

お雇ひの方は電話・書面・口頭
その他便利な方法で御申
込み下さい

求職の方は本人直接
来所下さい



運搬夫

ビラ配り

其他一切

すべて職業紹介所へ

電話

二五二〇番(女子部)
二五一〇番(男子部)

廣島市中央職業紹介所・廣島市労働紹介所

(千田町三丁目高工前・市電電鐵前下車)